

要望意見の整理において「B」（担当省庁において検討し、担当省庁から計画案文の提出を求めるもの）とされたものに対する対応（案）

※本資料にあっては、基本的に、各省庁において個別に検討した計画案文や検討結果を記載しているものである。

※「要望事項」は、御提出いただいた要望・意見の誤字、脱字等を修正した上で掲載しており、不正確な部分があると思われるものについてもそのまま掲載している。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関係府省庁	検討結果	現行計画 施策番号
33	<p>【弁護士等に対する各種制度の周知】</p> <p>既に登録済の弁護士については法務省の法テラスにおいて、そして、その前段階である司法修習生については司法研修所において、被害者参加制度及び損害賠償命令制度の理解のための講座を設けて必修科目とし、被害者に二次被害を与えないための教育施策を実施して欲しい。その要旨は下記2点である。</p> <p>(1) 被害者に講師を依頼し、その生の声を聴かせ、被害者の実情に対応できるようにすること。</p> <p>(2) 被害者の支援活動に積極的に関与した弁護士団体(例えば犯罪被害者支援弁護士フォーラム等)に講師を依頼し、被害者支援の実務経験の豊かな弁護士から実例を学べるようにすること。</p>	法務省	<p>【計画案文】</p> <p>・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対して、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。</p> <p>※裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難であることから、司法修習生についてはC。日本司法支援センターの職員である常勤弁護士に対する研修としてB</p>	106
34	<p>【賠償請求手続に関する説明】</p> <p>不意に犯罪被害に遭った一般人にとっては、どのような手続を踏めば強制的に賠償請求が執行できるのかすら分からないことから、こうした制度についても、刑事司法手続の中で、犯罪被害者に対して丁寧な説明を行うべきである。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>・損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。</p> <p>【検討結果】</p> <p>交通事故被害者等に対しては、「被害者の手引」等を活用し、交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続、ひき逃げ事件や無保険車両による交通事故の被害者に国が損害を填補する救済制度、各種相談窓口等について、丁寧な説明を行うよう努めている。</p>	3
		法務省	<p>【検討結果】</p> <p>法務省においては、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度等を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、検察庁に配布して、検察官が犯罪被害者等から事情聴取する際に手渡すなどしているところ、引き続き犯罪被害者等への情報提供を適切に行うとともに、犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について、パンフレットの内容の充実化に努める。</p>	
37	<p>【自動車損害保険について】</p> <p>反社会的勢力に所属する者に対しても、自動車損害保険に加入することができるようにしてほしい。反社会的勢力に所属する者を保険加入から排除してしまうと、交通事故を起こしたとき、被害者が救済されず理不尽である。</p>	金融庁	<p>【検討結果】</p> <p>「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）においては、「反社会的勢力に対して屈することなく法律に即して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わない、ことが定められており、民間の保険会社等においてもこの趣旨に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいるため、保険会社等が販売する任意の自動車保険に加入できるよう反映することは難しい。</p>	
42	<p>【民事賠償の実現方策の検討、継続的な調査の実施等】</p> <p>犯罪被害者等が、損害賠償を求める民事訴訟等により債務名義を取得したとしても、現実にはほとんど債務者たる加害者からの賠償を受けられていないのは各種調査研究からも明らかである。本年民事執行法が改正されたことにより一定の前進を見たが、未だ被害者にとって満足のいく措置とは言いがたい。加害者の損害賠償責任現状について継続的な調査を実施し、その状況を把握した上で、政府が保有する情報を債権者たる被害者が迅速、網羅的、かつ低廉に活用できるようにするなど、更なる制度改正の検討を要望する。</p>	警察庁 法務省	<p>【計画案文】</p> <p>・警察庁において、関係府省庁等と連携しながら、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。</p> <p>・法務省において、令和元年の民事執行法改正の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携しながら、公的機関による犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を行う。</p>	11

52	<p>【警察における犯罪被害者等給付金の支給申請受理手続の迅速化等】</p> <p>他の公的な給付制度の適用がある場合を除き、被害者の事件後における生活実態等も勘案するなどして、迅速に受理、事務手続を進めるとともに、一時立て替え給付金制度を導入してほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。 <p>※後半については、「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、損害賠償債務の立替払制度は、「給付制度と異ならない」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかった。</p> <p>また、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において行われた金銭的支給に関する検討においても、立替払制度を採用するといった議論にはいたらず、第3次基本計画にも盛り込まれていないところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。</p>	13
57	<p>【犯罪被害者等給付金の額及び計算式についての説明】</p> <p>犯罪被害者給付金の金額についての説明をしてほしい。根拠となる計算式を説明してほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。 	13
69	<p>【被害者等の家事、介護支援の整備】</p> <p>被害者等は被害後の精神的・身体的被害に加え、刑事手続への関与や民事訴訟等により、それまでできていた家事、介護に支障をきたす例が少なくない。地方公共団体においては、既存の福祉制度の情報提供や調整、活用に加え、被害者等支援条例とそれに伴う支援制度の拡充等により、家事、介護支援の整備（ホームヘルパーの派遣又はその費用の公費負担等）を進められるよう、警察庁から要請、支援をお願いしたい。</p>	警察庁 厚労省	<p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。 ・地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。 	151 152 153
74	<p>【性犯罪被害者の医療費の負担軽減】</p> <p>警察による医療費の公費負担において、被害者が警察に相談しただけでは対象にならず、事件化された場合に限定されるなど公費負担の対象にならないケースもあるので、幅広く対象にしてほしい。</p> <p>警察の公費負担の対象にならなくても地域のワンストップ支援センターに相談するなどにより地方自治体の公費負担の対象になる場合もあるので、速やかにワンストップ支援センターを紹介するなど連携をはかってほしい。</p> <p>状況によって、どちらの公費負担にもならない場合がないように、支援対象を整理し、どの地域でも必要な負担がされるようにしてほしい。</p> <p>ワンストップ支援センターにおける医療費の公費負担において、初診料、緊急避妊等の費用、性感染症の検査費用などは対象になっていると思われるが、人工妊娠中絶費用は条件によって対象外であることも多い。性暴力被害者が望まない妊娠、人工妊娠中絶手術を強いられることは、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの侵害であり、性暴力被害者の心身に大きな打撃を与えるものであり、公費負担の対象にすべきである。性感染症の検査において、被害直後と潜伏期間を考慮して一定期間をおいてからの2回の検査が行えるように公費負担を拡大すべきである。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等やワンストップ支援センターとのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。 ・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 	109 166

75	<p>【性犯罪被害者の医療費の負担軽減額の拡大等】</p> <p>性犯罪被害者の医療費の負担軽減は大変重要である。更なる経費負担が可能か検討していただきたい。</p> <p>また、全国的に同水準で公費負担の運用が行われているか、チェックが必要であると考え。運用状況などを統計的に明らかにして、毎年公表すべきだと考える。</p> <p>また、警察のみならず、医療関係者等も含めて周知が更に必要であると考え。</p>	警察庁	<p>【計文案文】</p> <p>・警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感感染症等の経費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。</p>	14
78	<p>【カウンセリング等心理療法の負担軽減】</p> <p>医療機関以外のカウンセリング費用の公費負担については、警察庁の施策であるカウンセリング費用の公費負担制度が非常に重要な役割を果たしている。この制度が全都道府県において実施されることと、その運用にあたり地域格差がなく、柔軟に運用されることを希望する。具体的には、対象疾患がPTSDに限定されることなく、被害による心理的影響の全てに適用されることや、制度の対象者を警察庁の通知とおり被害者本人だけでなく、遺族、家族を対象とすること、被害者が希望する場所やカウンセラーにも適用されること、また金額や期間において地域差がないようにということである。</p>	警察庁	<p>【計文案文】</p> <p>・警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度の運用ができる限り全国的に同水準で行われるよう都道府県警察を指導するとともに、警察庁及び都道府県警察において、同制度の周知に努める。</p>	15
79	<p>【医療機関への公費カウンセリング制度の周知】</p> <p>犯罪被害者等のカウンセリングは重要な支援の一つであるが、精神科医療機関等に公費カウンセリング制度について周知徹底されていないため、広報啓発を都道府県警察に要請していただきたい。</p>	警察庁	<p>【計文案文】</p> <p>・警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度の運用ができる限り全国的に同水準で行われるよう都道府県警察を指導するとともに、警察庁及び都道府県警察において、同制度の周知に努める。</p>	15
81	<p>【地方公共団体による見舞金制度等の導入促進】</p> <p>各自治体に対し見舞金制度導入に向けた対応状況や、今後の見直しなどについて定期報告を求め、ガイドラインを作成するなど導入に向けた指導、働きかけを強化するとともに、何らかの財政的援助についても検討していただきたい。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>警察庁において、地方公共団体に対する直接的な財政的援助については困難であるが、地方公共団体が導入している助成制度等について調査、検討を行う。</p> <p>警察庁において、対応状況の定期的な把握や犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況についての情報提供を実施している。</p> <p>警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。</p>	17
82	<p>【見舞金制度の検討】</p> <p>地方公共団体による見舞金制度の導入促進につき、慎重に検討してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害における災害見舞金では、法律の弔慰金・災害見舞金支給が被害等の場合に条例に基づき支給されることとなっており、整合性を欠いてしまう。 ○ 地域によって有無や金額に差がある制度を促進するのはおかしい。必要なのであれば、犯給制度を充実することで全国均一の対応とすべきである。 ○ 犯給金との違い、妥当な金額設定及び財源措置につき示して欲しい。 ○ 国の姿勢に疑義がある中において、制度導入状況の白書記載は、地方公共団体への制度導入の強要と受け止められる。 ○ 被害者支援に関しては、国、県、市町で役割分担を明確にすべきであり、その中で、国・県は制度の充実や財政的支援を行うべきであり、市町が被害者に対して直接かつ具体的な支援を行うべきであると思料する。 	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>受け入れ困難。見舞金制度等の導入については、同制度の導入を強要する趣旨ではなく、現行の第三次基本計画においても、地方公共団体に要請することとされている。地域における差異については、地域の実情を踏まえ、地方自治の観点から、地方公共団体の判断に委ねられるものであり、警察庁としては、制度ができる限り同水準に導入されるよう、引き続き要請を行っていく。</p> <p>【検討結果】</p> <p>警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。</p>	17

94	<p>【転居費用の公費負担等】 犯罪被害者の公営住宅への優先入居について、殆どの自治体で制度化されておらず、早期に取組むことを望む。</p> <p>また、一部の自治体では自宅が犯罪現場になった場合など、転居費用を支給することになった自治体もあることから、転居費用の支給についても第4次基本計画へ盛り込むことを要望する。</p>	警察庁	<p>【検討結果】 警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に記載する。</p>	17
		国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。</p>	20
95	<p>【犯罪被害者ではない者の優先入居について】 被害を未然に防ぐことができ、かつ警察がかかわった人で、厳密には被害者となっていない人についても公営住宅の優先入居の対象者に入れてほしい。国交省の要件を柔軟に運用できるようにしていただくと優先入居制度の利用が進むのではないかと思う。</p>	国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。</p>	20
96	<p>【性暴力被害者の公営住宅への優先入居等】 性暴力被害者の公営住宅への優先入居について、安全面から利用促進が困難であるという側面もあるようだが、安全に配慮しつつ優先入居を進めてほしい。</p>	国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。</p>	20
97	<p>【性犯罪被害者の利用状況】 居住の安定関係につき、どれだけの性暴力被害者が利用し、恩恵を受け、サポートできる予定なのか、犯罪と認められた人だけの制度ではないのか。</p>	国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。</p>	20
98	<p>【公営住宅の優先入居に係る期間の撤廃】 被害者等の居住の安定のため、地方公共団体は公営住宅の入居に際して特別の配慮（優先入居）をするよう定めているが、原則1年以内の縛りがあり、期限が到来する時期に退去を求めたり、他の公営住宅の抽選を申し込ませたりすることがある。被害者によっては、居住という生活環境の変化が心理的被害を増幅させるケースもあり、特別な配慮が1年に限定されている状況は、「必要な支援をとぎれなくする」という基本法の理念に反するので、被害者等の状況に応じて希望の住宅を選択でき、事情が許す限り居住できるような制度にしてほしい。</p>	国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。</p>	20
99	<p>【公営住宅への速やかな入居を可能とする優先制度の推進】 火災や自然災害の被災者と同様に、即避難できる公営住宅を用意していただきたい。</p>	国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。</p>	20
100	<p>【所有する自宅に居住できない犯罪被害者が公営住宅に優先入居できる制度の推進】 自宅が持ち家であることが原因で転居先の確保が難しい場合があるため、持ち家のある犯罪被害者が公営住宅に入居できるよう、入居要件の緩和の推進が必要である。</p>	国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。</p>	20
103	<p>【公営住宅入居について、制度の整備状況調査の適切な実施】 警察庁から地方公共団体の犯罪被害者施策担当部署へ調査しても、同課が制度の整備状況を誤解し回答することが少なくない。警察庁からだけでなく国土交通省から地方公共団体の公営住宅担当部署に対しても同様の調査を実施し、正確性を担保した方がよい。</p>	警察庁 国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。 ・国土交通省において、公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体へ要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。</p>	20 21
104	<p>【公営住宅入居に関する職員の理解促進】 地方公共団体の公営住宅担当部署や犯罪被害者施策担当部署がこの施策の必要性や根拠となる通知を十分理解していないため、国土交通省からこれまで以上に働きかける必要がある。</p>	国交省	<p>【計画案文】 ・国土交通省において、公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体へ要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。</p>	21

106	<p>【セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）制度を活用した、犯罪被害者の転居先の確保推進】</p> <p>本制度において、犯罪被害者を入居対象者とする住宅の登録が増えるような取組をしてほしい。</p>	国交省	<p>【検討結果】</p> <p>民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録推進を図るとともに、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等により構成される居住支援協議会や居住支援法人を通じ、住宅の情報提供、相談サービス等の居住支援等を行っている。</p>	
116	<p>【犯罪被害者等に対する就職支援に関するネットワークの構築】</p> <p>犯罪被害に遭い、これが原因で、職を失った人、収入が激減した人がいることへの状況に鑑み、ハローワーク等において、犯罪被害者等の置かれている立場を理解し、犯罪被害者等の就職支援に関して関係機関と連携し、研究、検討会等のネットワークを構築して、相談等を整備されることを要望する。</p>	警察庁 厚生労働省	<p>警察庁</p> <p>【計画案文】</p> <p>・警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、就職等の生活支援を始め、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。</p> <p>厚生労働省</p> <p>【計画案文】</p> <p>・厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。</p> <p>ア 母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。</p> <p>イ 公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な運用に努める。</p> <p>ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。</p>	32 33 34 167
117	<p>【個別労働紛争解決制度の活用】</p> <p>セクシュアル・ハラスメント事案において、第三者機関が事実認定や被害者の雇用継続及び権利回復が行えるような仕組み作りが必要である。</p>	厚生労働省	<p>【検討結果】</p> <p>男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。</p>	
119	<p>【犯罪被害者休暇取得への具体的な取り組み】</p> <p>既存の休暇制度の拡充、裁判員のための休暇制度を参考にした制度の導入、企業に協力を求めるなどして、現実的で受け入れやすいモデルとなるようなものを作り浸透を図ってほしい。</p>	厚生労働省	<p>【計画案文】</p> <p>・被害回復のための休暇制度についてまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。</p> <p>【参考】</p> <p>○働き方・休み方改善ポータルサイトにおいて、犯罪被害者のための休暇制度を紹介 https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/hanzaihigai.html</p> <p>○リーフレットによる就業規則への規定例の周知 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/101216_02a.pdf</p>	38
121	<p>【被害回復のための休暇制度に係る零細企業への援助】</p> <p>被害回復のための休暇制度の周知・啓発につき、零細企業等には公的補助をしてほしい。</p>	厚生労働省	<p>【計画案文】</p> <p>・被害回復のための休暇制度についてまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省ホームページ等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。</p> <p>【参考】</p> <p>○働き方・休み方改善ポータルサイトにおいて、犯罪被害者のための休暇制度を紹介 https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/hanzaihigai.html</p> <p>○リーフレットによる就業規則への規定例の周知 https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/101216_02a.pdf</p>	38

125	【性暴力被害者支援の予算】 性暴力被害者支援の国家予算を他の先進国と同様に年間35億円程度にしてほしい。	内閣府	【検討結果】 内閣府においては、「性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る交付金」の活用により、都道府県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営を支援している。令和2年度予算においては、前年度よりも約3,700万円増の2.5億円を計上したところであり、引き続き、必要額の確保に努めてまいりたい。	
		警察庁	【計画案文】 ・警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。 ・警察庁において、各都道府県警察に対し、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度の運用ができる限り全国的に同水準で行われるよう都道府県警察を指導するとともに、警察庁及び都道府県警察において、同制度の周知に努める。 ・警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。	14 15 224
		総務省	【検討結果】 性暴力被害者支援については、総務省において具体的に予算措置を講じている事業がないため、ご要望に対する回答が困難であるが、引き続き関係府省庁と連携し性暴力被害者支援に係る取組に努めて参りたい。	
		厚生省	【検討結果】 犯罪被害者施策を取り巻く今般の情勢等を踏まえ、全府省庁をあげて性暴力被害者支援に係る予算規模が35億円程度であると認められた際は、関係府省庁と連携し、厚生労働省所管の事業について、予算確保を検討する。	

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

要望番号	要望事項	関係府省庁	検討結果	現行計画 施策番号
129	<p>【「PTSD対策に係わる専門家の養成研修会」の内容の充実】</p> <p>「PTSD対策に係わる専門家の養成研修会」において、従来国立精神・神経医療研究センターで実施されていた「犯罪被害者メンタルケア研修」のような被害者支援に特化した研修の実施を充実されることを希望する。具体的には、被害者に対応する医療従事者（医師、看護師等）、地方自治体職員（被害者相談窓口）、警察・司法関係者、保健・福祉職、被害者支援団体、学校・保育園担当教員等に対する被害者支援研修と、被害者のPTSD等の治療に当たる専門家を養成する研修である。</p>	厚労省	<p>【検討結果】</p> <p>医療従事者等を対象に実施している「PTSD対策専門研修」については、厚生労働省において、平成30年より、犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な専門的知識と治療対応についての内容を充実させているところであり、引き続き当該研修の実施を支援する</p>	
134	<p>【相談機関における医療機関の情報共有】</p> <p>PTSD、被害者支援の知識、理解のある臨床家とつながりにくい現状があるので、医療機関の名簿を関係する相談機関にも配付するなどしてほしい。</p> <p>また、被害者等あるいは支援者がPTSD治療機関を探す際に何にどのように困っているかを明らかにして、情報提供のシステムを再考すべきだと考える。</p>	厚労省	<p>【計画案文】</p> <p>・厚生労働省において、犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるために医療従事者等を行う「PTSD対策専門研修」の研修修了者名簿を都道府県・指定都市等に配布することにより、PTSDに関する専門家に係る情報提供に努める。</p>	41
135	<p>【警察による医療機関情報の提供】</p> <p>通報を受けた警察から、今後の相談先としてPTSDの治療が可能な医療機関について情報提供をお願いしたい。市役所の窓口などでも無料のリーフレットとして置いてほしい。</p>	警察庁 厚労省	<p>【計画案文】</p> <p>・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。</p> <p>・厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する制度を医療機能情報提供制度として運用している。この制度においては、PTSD等の各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することが可能となっており、引き続き制度の周知に努める。</p>	41 166
136	<p>【医療現場における自立支援医療制度の周知徹底】</p> <p>各医療現場に自立支援医療制度の利用について周知を徹底してほしい。</p>	厚労省	<p>【検討結果】</p> <p>自立支援医療制度の創設時に、都道府県・指定都市等を通じて医療機関に対して周知用ポスターを配布しており（平成18年1月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課事務連絡）、制度の見直しがあった場合は、必要に応じて医師会等に情報提供を行っている。</p> <p>また、犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知（平成28年4月28日障精発0428第1号）により、犯罪被害者等が適切に自立支援医療制度を利用できるよう、都道府県・指定都市等に周知依頼を行っている。</p>	
139	<p>【サービスの質の向上のための研修の充実】</p> <p>医療従事者が、被害者の精神面だけでなく身体面も損ねることへの理解を促す等、サービスの質の向上のための多面的な研修を受講できるようにしていただきたい。</p>	厚労省	<p>【検討結果】</p> <p>厚生労働省において、医療従事者等を対象とした犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるための「PTSD対策専門研修事業」の実施を支援する。</p>	

140	<p>【犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進】</p> <p>「犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進」においては、まだPTSDなど特定疾患の講義にとどまっており、犯罪被害者の心理・治療・ケアに対する総合的な教育の充実を望む。</p> <p>また、児童虐待・配偶者間暴力被害者の発見、通告義務、司法医学におけるアセスメントなど被害者の生命や予後に係る医療についての教育の充実が必要である。公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士においては、卒業教育での研修の充実が施策にあげられているが、大学・大学院等でのカリキュラムにおいても、「犯罪被害者の心理及び対応」「PTSDへの対応について」等の犯罪被害者等に関する専門的知識・技術についての項目が取り入れられるとともに、公認心理師等養成の実習先として被害者支援機関を入れるように働きかけてほしい。</p>	文科省	<p>【検討結果】</p> <p>医学教育においては、本計画や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」における精神系疾患・障害等へのケアや児童虐待への対応を始めとする学修目標等を踏まえ、犯罪被害者・児童虐待被害者等への適切な対応のできる医師養成を推進する。</p> <p>社会福祉士においては、養成課程のカリキュラムにおける刑事司法における社会福祉士の役割について理解するという学習目標を踏まえ、犯罪被害者等への適切な対応のできる人材養成を推進する。</p> <p>精神保健福祉士については、令和2年3月6日に公表した「精神保健福祉士養成課程のカリキュラム」のうち「ソーシャルワーク演習」等の科目において、精神保健福祉士の学習内容として犯罪被害者支援に関する支援技術を含むことを明示している。</p> <p>公認心理師については、大学及び大学院で公認心理師となるために必要な科目として「司法・犯罪分野」に関する講義や心理実習などを設けており、その中で犯罪被害者支援に関する内容も取り扱うことが想定される。</p>	
		厚労省	<p>【検討結果】</p> <p>精神保健福祉士については、令和2年3月6日に公表した「精神保健福祉士養成課程のカリキュラム」のうち「ソーシャルワーク演習」等の科目において、精神保健福祉士の学習内容として犯罪被害者支援に関する支援技術を含むことを明示している。</p> <p>社会福祉士については、これまで科目「更生保護制度」において司法関係制度や再犯防止等を学ぶこととしていたが、令和2年3月6日に公表した見直し後のカリキュラムにおいて、新たに科目「刑事司法と福祉」を創設し、これまでの教育内容に加え、犯罪被害者の法的地位や犯罪被害者支援に関する法律及び制度等を学ぶこととしている。</p> <p>公認心理師については、大学及び大学院で公認心理師となるために必要な科目として「司法・犯罪分野」に関する講義や心理実習などを設けており、その中で犯罪被害者支援に関する内容も取り扱うことが想定される。</p>	
141	<p>【各都道府県及び政令市の精神保健福祉センターの犯罪被害者等支援における役割の明確化】</p> <p>精神保健福祉センターにおける被害者等支援の具体的な役割（例として管轄内のPTSDや複雑性悲嘆に対応できる精神科医療機関に関する情報の収集、提供、希死念慮を示す被害者等への対応方法に関するコンサルテーションなど）を提示し、各地方公共団体の被害者等総合的対応窓口との連携が形骸化しないよう、取組を進めていただきたい。</p>	警察庁 厚労省	<p>【計画案文】</p> <p>・厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、引き続き精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げ、犯罪被害者の相談に係る周知を行う。</p>	44

142	<p>【精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進】</p> <p>犯罪被害者が地元で精神保健福祉サービスを受けるにあたり、都道府県等地方自治体の取組は重要である。都道府県における精神保健福祉サービスの中心は精神保健福祉センターであることから、ここでの犯罪被害者等支援の充実が重要である。犯罪被害者がまず訪れる機関としては、警察や身体医療機関、民間犯罪被害者支援団体があげられるが、これらの機関から精神保健福祉サービスへつなぐにあたり、公的機関である精神保健福祉センターが機能することが求められる。精神保健福祉センターがその機能を発揮するためには、単にセンター長会議でとりあげるだけでは困難であり、精神保健福祉相談において犯罪被害者の相談を積極的に取り上げる旨の通知等が必要であると考えられる。精神保健福祉センターでは、災害時の対応などトラウマへの知見を高めており、十分な技能を有していると考えられる。</p> <p>また、現在においても少ない職員で多大な労務を負っていることから、地方自治体の精神保健福祉センターにおける犯罪被害者支援に対する取組においても助成が可能な体制をつくる必要がある。また、医療提供という側面においては、精神保健福祉センターのみの対応では十分ではないことが考えられる。国立病院機構に属する国立病院、全国自治体病院などの公的病院の医療従事者（精神科、婦人科、小児科、救命救急等被害者の受診する可能性のある科の医師、看護師、ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士）に犯罪被害者の支援やケアについて研修を行うことを提唱したい。公的病院が、被害者への理解を深めることで、地域の被害者が安心してかかることのできる医療拠点となることが地域に密着した被害者支援を行うことで非常に重要であると考えられる。</p> <p>また、いくつかの基幹病院を選定し、犯罪被害に起因するPTSD、複雑性悲嘆等の疾病について、エビデンスに基づいた治療を安定的に提供できる体制も必要である。</p>	厚生労働省	<p>【検討結果】</p> <p>精神保健福祉センターにおいて、犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、厚生労働省において必要に応じて精神保健福祉センターに対する犯罪被害者の相談に係る周知を行う。</p> <p>また、医療従事者や精神保健福祉センター職員を含む、地域において精神保健福祉活動に従事している者を対象とした、医療従事者等を対象にした犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるための「PTSD対策専門研修」の実施を支援する。</p>
146	<p>【交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等】</p> <p>訪問相談支援は、その場で確かなアセスメントを行い、様々な社会資源のコーディネートが必要になる専門性の高い業務である。二次被害を与えないためにも、訪問支援時には、福祉・保健等の専門職を派遣できる体制に改めてほしい。</p>	厚生労働省 国交省	<p>【検討結果】</p> <p>国交省所管の独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）において実施している「訪問支援」は、自動車事故により重度の後遺障害を負った方（介護料受給者）の自宅等を機構職員が訪問し、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援することを目的とするものであり、その場で確かなアセスメントを行い、様々な社会資源のコーディネートすることを目的とはしていないため、要望を反映することは困難。</p>
147	<p>【交通事故による後遺障害者に対する支援の充実等】</p> <p>脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を被害者保護の観点から重大な後遺症として積極的に認定する制度改善を進めてほしい。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にしてほしい。高次脳機能障害及び重度脊髄損傷の介護料支給対象を診断書による判断として拡大してほしい。遷延性意識障害者を介護する療養センターを充実してほしい。</p> <p>高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実及び後遺障害者が受傷から社会復帰まで一つの施設で一貫した支援が受けられる体制を整備してほしい。</p>	厚生労働省 国交省	<p>【検討結果】</p> <p>厚生労働省において、引き続き患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」の実施を支援する。</p> <p>国土交通省において、自動車事故による遷延性意識障害者に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療養センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施するとともに、療養施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療養施設（療養センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給や、短期入院・入所に係る助成を推進するとともに、介護料受給者宅を訪問して介護に関する相談や情報提供等を行う訪問支援の充実・強化を図る。</p> <p>※ 自賠責保険制度においては、高次脳機能障害を幅広く審査対象とするよう後遺症等級認定申請の際、必ずしも画像所見を要しないこととする措置を既に講じていることからCとされた。</p> <p>また、（独）自動車事故対策機構が実施する介護料支給業務においては、従来より、受給資格の有無を、自賠責保険の等級認定が無い者については診断書から判断する仕組みが構築されていることからCとされた。</p>

148	<p>【高次脳機能障害の認定】</p> <p>現在は臨床診断・客観的診断・画像診断と3つの証拠がそろわなければ、高次脳機能障害として認定されないが、画像診断が揃わなくても、臨床診断と客観的診断が揃えば「高次脳機能障害」と認定してほしい。</p> <p>また、高次脳機能障害への理解が広がるように啓発・啓蒙施策を進めてほしい。</p>	厚労省	<p>【検討結果】</p> <p>厚生労働省において、令和2年度から厚生労働科学研究費補助金で「高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究」を実施する予定である。</p> <p>また、引き続き患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」の実施を支援する。</p>	
151	<p>【思春期精神保健専門家の育成・被害少年のための治療等の専門家の要請、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施】</p> <p>被害児童のための専門家における養成において、従来の厚労省で実施している研修において児童虐待や配偶者間暴力における被害のみならず、被害児童一般についての知見及び、児童のPTSDの治療者育成を強化することを望む。有名なアメリカの小児期逆境的体験の研究などから、虐待等の被害体験が、学習・行動上の問題、精神疾患、身体疾患、経済的困窮にもつながっていることが判明しており、被虐待児童の回復は重要な社会的課題である。児童のPTSDに対しては、海外においてエビデンスを有する治療技法の効果研究が日本でも実施されており、このような子どものPTSD等トラウマの治療に精通した医療者の育成が必須である。</p>	厚労省	<p>【計画案文】</p> <p>・厚生労働省において、医療従事者等を対象とした犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるための「PTSD対策専門研修」や、家庭内暴力等の児童思春期における様々な精神保健に関わる問題への対応について習得するための「思春期精神保健研修」の実施を支援する。</p>	49
153	<p>【公立高校におけるカウンセラーの配置】</p> <p>公立高校にもカウンセラーを配置してほしい。</p>	文科省	<p>【計画案文】</p> <p>・文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。</p>	189
154	<p>【被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等】</p> <p>児童生徒が日常的にうける被害として痴漢等を含む性暴力や児童虐待等があり、また、近年交通事故や登戸殺傷事件に代表される通り魔事件に巻き込まれるなどの被害も発生している。教員は、そのような被害少年の変調に早期に気づくことができる立場であり、専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携によって適切な対応をとることが必要である。教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの卒後教育、研修に犯罪被害への理解や被害少年への対応が含まれることが必要である。</p> <p>また、文科省において、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」が揭示され、作成を義務付けられている危機管理マニュアルについて、各学校に即して見直すように促している。その中では、事後対応として「心のケア」が求められているが、各学校におけるこの手引に基づいたマニュアルの作成の指導・助言を推進し、私立学校を含め全ての学校において実施可能な形にすることが必要である。この危機管理マニュアルにおいては学校が地域機関と連携することが求められており、関連省庁の理解と連携が必要である。</p>	文科省	<p>【計画案文】</p> <p>・文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。</p> <p>【検討結果】</p> <p>文部科学省において、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の周知等を通じて、各学校における危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しの中で、犯罪被害者等の児童生徒への支援や再被害の防止に向けた内容の充実を図るよう促す。</p>	189
156	<p>【被害者遺族の兄弟姉妹等の支援の充実】</p> <p>被害直後に、学校に通っているきょうだいのカウンセリングやケアの充実をしていただくとともに、不登校になった場合は、家庭教師や教員の派遣が必要である。不登校になった場合、学力が追い付かなくなり、外に出る力が戻ってきたときに、どこにも行く場所がないという状態になるのが親としては心配である。また、家庭教師や教員は、親に言えないことでも、子どもが本音を話せ、ストレスをはき出せる存在にもなりえる可能性がある。</p>	文科省 厚労省	<p>【計画案文】</p> <p>・文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。</p>	189
176	<p>【総合的暴力被害者支援センターの設置】</p> <p>性暴力に関し、あらゆる性別、被害時期に対応、多種多様な支援を持ち、被害者が身一つでそこに行けば、あれこれ説明しなくても利用できる支援が整っているセンターを設置してほしい。</p>	内閣府 警察庁 厚労省	<p>【検討結果】</p> <p>内閣府において、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、平成30年10月に全都道府県設置を実現したところであり、引き続き、「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を活用することにより、被害者支援の充実を図る。</p>	

177	<p>【中長期の支援専用の相談所の設置】</p> <p>中長期の支援に対応する相談所を設置し、長期のケア（医療・カウンセリング）、民事裁判などのサポート、サポートグループ、自助グループ等回復に必要なケア・サポートを行う。</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 厚労省</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・警察庁において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市区町村で施策主管課が確定し、31年4月以降、全ての市区町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が設置されている。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、政府広報や犯罪被害者等施策に関するホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を通じた広報の充実を努める。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。</p> <p>・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。</p> <p>・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。</p> <p>・警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、就職等の生活支援を始め、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。</p> <p>・警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。</p> <p>※ 法テラスにおいては、既に、全国の事務所において、資力の乏しい方を対象として、無料法律相談や弁護士費用の立替え等を行う「民事法律扶助」を実施しており、それとは別で新たに「中長期の支援に対応する相談所」を設置する必要は認められないため、検討対象外とすべきでありC。</p>	<p>150 151 152 167 206</p>
-----	--	------------------------------------	---	--

178	<p>【男性や性的少数者（LGBT）の被害者に係る情報を集約したポータルサイトの開設】</p> <p>男性や性的少数者（LGBT）の被害者への対応が可能な相談機関・団体、支援について情報を集約したポータルサイトの開設してほしい。犯罪被害者だけでなく、支援者にとっても有益である。</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 厚労省</p>	<p>警察庁</p> <p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。 <p>【検討結果】</p> <p>警察庁においては、犯罪被害者等の相談機関等に関する情報をホームページで提供しており、これには男性及び性的少数者の相談機関等に関する情報も含まれている。</p> <p>法務省</p> <p>【検討結果】</p> <p>法務省においては、犯罪被害者等の保護・支援のための諸制度について分かりやすく説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、法務省及び検察庁ウェブサイトに掲載し、性的マイノリティの方を含む犯罪被害者等に対して情報提供を行っているところ、犯罪被害者等に対するより一層充実した情報提供に努める。</p> <p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。 	203 207
182	<p>【犯罪被害者等支援に関わる生活支援専門職教育の促進】</p> <p>犯罪被害者等支援はかつて善意によって行う風潮が強かったために、専門職教育機関による養成課程に犯罪被害者等支援は組み込まれず、現場で専門職が活躍する場所も確保されないまま推移してきた。一方、2000年の社会福祉基礎構造改革によって、生活支援を要する人々への支援は、篤志家から専門職によるサービス、措置から契約へ、利用者主体へと変遷してきた。その中で加害者支援（矯正施設、保護観察所等）においては生活支援専門職の雇用が進み、教育養成課程にも加害者関連項目が盛り込まれた経緯がある。犯罪被害者等支援についても、犯罪被害者等を主体とした専門的な支援が切望されている。第3次計画に「犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進（第2-1-（5））」とあるが、医師だけではなく、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師の大学・大学院等でのカリキュラムにおいても、犯罪被害者等に関する制度等知識のみならず、支援技術についての項目が取り入れられることが重要である。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。 警察庁及び厚生労働省において連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進する。 <p>※ 現行施策（施策番号66、67）に、公認心理師及び保健師を盛り込むことについては、関係府省庁を通じ、各団体との調整が必要となる。</p>	66 67
		<p>厚労省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>厚生労働省において、医療従事者等を対象とした犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるための「PTSD対策専門研修事業」の実施を支援する。</p> <p>また、精神保健福祉士については、令和2年3月6日に公表した「精神保健福祉士養成課程のカリキュラム」のうち「ソーシャルワーク演習」等の科目において、精神保健福祉士の学習内容として犯罪被害者支援に関する支援技術を含むことを明示している。</p> <p>また、公認心理師については、大学及び大学院で公認心理師となるために必要な科目として「司法・犯罪分野」に関する講義や実習などを設けており、その中で犯罪被害者支援に関する内容も取り扱うことが想定される。</p>	

		文科省	<p>【検討結果】</p> <p>厚生労働省において、医療従事者等を対象とした犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるための「PTSD対策専門研修事業」の実施を支援する。</p> <p>また、精神保健福祉士については、令和2年3月6日に公表した「精神保健福祉士養成課程のカリキュラム」のうち「ソーシャルワーク演習」等の科目において、精神保健福祉士の学習内容として犯罪被害者支援に関する支援技術を含むことを明示している。</p> <p>また、公認心理師については、大学及び大学院で公認心理師となるために必要な科目として「司法・犯罪分野」に関する講義や実習などを設けており、その中で犯罪被害者支援に関する内容も取り扱うことが想定される。</p> <p>社会福祉士においては、養成課程のカリキュラムにおける刑事司法における社会福祉士の役割について理解するという学習目標を踏まえ、犯罪被害者等への適切な対応のできる人材養成を推進する。</p> <p>看護学教育においては、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」において、精神系疾患・障害等へのケアや児童虐待への対応を含む学修目標等を提示し、犯罪被害者・児童虐待被害者等への適切な対応のできる看護師養成を推進する。</p>	
184	<p>【PTSDの治療ができる専門職養成プログラムの実施等】</p> <p>PTSDの専門的治療が行える臨床心理士、公認心理師の養成プログラムを実施してほしい。各県で、コアとなる専門家を養成してほしい。</p>	警察庁 文科省 厚生省	<p>【検討結果】</p> <p>厚生労働省において、引き続き公認心理師を含む医療従事者等を対象とした犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるための「PTSD対策専門研修」の実施を支援する。</p>	
187	<p>【犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の要請等】</p> <p>犯罪被害類型別調査では、犯罪被害者において重度の精神障害を抱えている割合が高いことが報告されている。犯罪被害者においては、PTSDやうつ病などの疾患が多くみられるが、その中でもPTSDについては、トラウマに焦点をあてた認知行動療法などのPTSDの治療として十分な効果のあるエビデンスのある治療を提供できるメンタルヘルス専門家（精神科医師、臨床心理士等）は極めて少ない現状にある。</p> <p>また、このようなPTSDに特化した特定の精神療法だけでなく、広く犯罪被害者に対して適切なカウンセリング等一般的な心理療法、精神療法を提供できる専門家も少ない。これの専門家が実際に臨床現場で応用できるだけの技術を身につけるためには、少人数かつ継続的な研修が必要である。基本計画で取り上げられているのは、一部の機関で実施されている研修の強化であり、これでは十分な専門家を養成するに至らないと考えられる。</p> <p>また、現在行われている数日の研修では実際に治療現場で実施できる治療者の育成としては不十分であり、現場での指導や継続した事例検討、スーパーヴィジョンなど長期的な継続研修が不可欠である。従ってこの施策については、特定の研修の強化ではなく、専門的な知見を有する団体が行う一定の基準を満たした研修に対して助成を行うことを含めることを提言するものである。助成の例として、「発達障害者支援法」第19条及び第23条では、小児科医・精神科医の養成に都道府県から予算をつけることが可能になった。被害者支援においても第14条で精神的回復に国や地方自治体が行うことが明記されており、基本計画においてより明確に専門家の研修の措置を定めることが必要である。現在、加害者に対しては、保護・矯正関連施設において、専門に配置される社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士が活躍している。</p> <p>一方、犯罪被害者等支援分野においては、専門に配置される予算措置、配置場所の提案がなかったために、専門職の養成のニーズが高まらない状況にあり、加害者支援との不均衡状態が生じてい</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。 ・警察庁及び厚生労働省において連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を促進する。 	66 67
		文科省	<p>【検討結果】</p> <p>社会福祉士及び精神保健福祉士においては、養成課程のカリキュラムにおける刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解するという学習目標を踏まえ、犯罪被害者等への適切な対応のできる人材養成が推進されている。今後とも、文部科学省においては、引き続き各大学における教育が推進されるよう要請を行う。</p> <p>公認心理師においては、大学等のカリキュラムの到達目標に司法・犯罪分野に関する心理学が示されており、犯罪被害者等に対する適切な心理的支援を行うことのできる人材の養成に取り組んでいる。文部科学省・厚生労働省としては、引き続き、各大学等における教育が推進されるよう要請を行う。</p>	

	<p>る。加害者支援に予算が更に投じられていくことへの被害当事者の反発・怒りも強い。生活困窮者支援法の対応を行う社会福祉協議会の専門職に犯罪被害者等に関する専門的知識・技術を有する専門職の養成を行うための予算措置を提案したい。なお、社会福祉協議会の専門職養成が進むことで、たとえば犯罪被害者の生活支援の一つとしてファミリーサポートの利用にもつながる被害者が増えると考え。</p> <p>過去の犯罪被害者等基本計画では、「犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者のありかた及びその養成のための施策の実施」が取り上げられていたが、第3次基本計画では明確に位置づけられていない。医療者に対する被害者の精神鑑定や意見書のニーズの高まりとともに、犯罪被害者等の司法参加が進む中で、司法に臨む被害者の精神的ケアも重要となってきており、司法関連の医学知識と技術の普及は重要な施策であり、継続して取り上げられることを希望する。</p>	厚労省	<p>【検討結果】</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する方に対する研修については、従前より予算措置・実施しているが、生活困窮者に対しての事業を実施していく上で必要な知識等を修得するためのカリキュラム体系となっている。</p> <p>要望のあった犯罪被害者等に関する専門的知識・技術を有する専門職の養成については、まずは主管省庁において予算措置を検討されるべきものと考えている。</p>	
188	<p>【法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進】</p> <p>司法へのかかわりはやむないこととはいえ、被害者にとっては大きな心理的負担になりうる。またここで関係者の理解不足によって二次被害を受けることは被害者の心理的回復に関連していることも研究報告がある。司法関係者の大学教育、また職務研修において犯罪被害者の心理と基本的な接し方、ケアについての教育の充実を望む。第3次基本計画においては、裁判官の研修がとりあげられていないので、最高裁判所において裁判官に対する犯罪被害者の心理やケアについての研修が行われることを希望するものである。裁判官は中立な立場であるが、犯罪被害者の心理について理解することは法廷における被害者保護の上でも必要であると思われる。</p>	法務省	<p>【計画案文】</p> <p>・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対して、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>法務省においては、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者等からの事情聴取時の配慮事項等、犯罪被害者等の保護・支援についての講義を実施するなどし、検察官等の意識の向上に努めている。また、検察官に対する研修において、性犯罪被害者の心理等をより適切に踏まえた事実認定ができるよう、性犯罪に直面した被害者の心理に精通した専門家による講義等を実施しているところである。今後も、犯罪被害者の心理等に関する理解を深めるための取組を行う。</p> <p>※裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難であることから、裁判官についてはC</p>	106
		文科省	<p>【計画案文】</p> <p>・文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。</p>	
189	<p>【法科大学院の理解向上】</p> <p>通常のカリキュラムの中に性暴力被害について理解を促す内容を導入するなどを検討してほしい。</p>	文科省	<p>【計画案文】</p> <p>・文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。</p>	
191	<p>【犯罪被害に詳しい医師・医療機関情報の提供】</p> <p>少なくとも都道府県の総合的対応窓口相談すれば、精神保健センターと連携するなど速やかに診療を受けられる体制を整備していただきたい。大半の犯罪被害者・遺族は精神保健センターの存在や役割を知らない実情がある。</p>	警察庁 厚労省	<p>【計画案文】</p> <p>・厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。</p> <p>・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。</p> <p>・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。</p>	44 151 152

193	<p>【被害者通知制度の申請方式】 被害者通知制度の申請方式を止めてほしい。後の祭りとなり、苦しむ者が後を絶たない。</p>	法務省	<p>【検討結果】 被害者等の心情は多様であり、中には、事件について、忘れたい、思い出したくないという方もおられる。したがって、そのような事件の被害者等についてまで一律に、検察庁等から連絡をして通知制度の案内をするというような扱いは、差し控えるべきであり、申請方式を見直すことは相当でない。</p>	
194	<p>【判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の拡充等】 現在は、「被害者等通知制度」により、加害者の裁判結果から、服役中の処遇状況や仮出所に關する情報や出所後の保護観察の状況に至るまで通知を得られるようになったが、刑事裁判終了後の加害者の各段階における通知の各項目をみると、どんな刑務作業をしているか、どの収容区分に属しているのか、あるいは、仮出所の審理が始まったこと、出所したこと、保護観察で月に何回会っているのかなど、最小限の情報にとどまるなど、極めて限定的であり、無機質で冷たい印象を持たざるを得ない。私たちの大切な家族等の命を奪った加害者が、事件のことをどう思っていたのか、自らの非を悔い、反省しているのかなど、罪とどう向き合っているのかといった「心のこもった情報」を伝えてもらえることを切望している。 犯罪被害の当事者には不十分な内容しか通知されなにかかわらず、犯罪被害者遺族より先に、しかも豊かな情報がマスコミにもたらされることがあり、それによって強いショックを受けるなど、二次被害と言わざるを得ない状況が散見されている現状も十分考慮願いたい。</p>	法務省	<p>【検討結果】 現在の通知事項は、いずれも客観的な事実を通知しているものである一方、御指摘のような加害者の内心にわたる事項については、客観的に評価することが困難であることから、通知事項に含めることは困難である。 ただし、情報提供の在り方については、検討を行う予定であり、その点について以下のとおり計文案を提出する。 【計文案文】 加害者に関する情報提供の適正な運用及び拡充の検討 ・法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、被害者等への情報提供の在り方について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行う。</p>	72
203	<p>【被害者等通知制度等の全件通知】 被害者等通知制度及び心情等伝達制度につき、希望者ではなく全件通知とするとともに、周知を徹底してほしい。</p>	法務省	<p>【検討結果】 (前段) 被害者等の心情は多様であり、中には、事件について、忘れたい、思い出したくないという方もおられる。したがって、そのような事件の被害者等についてまで一律に、検察庁や更生保護官署等から連絡をして通知や心情等伝達制度の案内をするというような扱いは、差し控えるべきであり、全件通知することは相当でない。 (後段) 【計文案文】 被害者等通知制度の周知 ・検察庁において、検察官等が被害者等の取調べ等を実施したときは、通知の希望の有無を確認するとともに、「犯罪被害者の方々へ」のパンフレットを配布するなどし、周知に努める。法務省において、少年審判後の被害者等通知制度についてのリーフレットを関係機関に配布するなどし、同施策の周知に努める。 【計文案文】 更生保護の犯罪被害者等施策の周知 ・法務省において、心情等伝達制度等の制度を利用した被害者等の体験談等を法務省ホームページに掲載するなどし、更生保護の犯罪被害者等施策の広報に努めるとともに、関係機関・団体等に対する周知に努める。</p>	

204	<p>【再被害防止措置の更なる充実】</p> <p>執行猶予等で加害者が被害者の近隣に戻ってくる場合の安全の確保について、なるべく多くの方策を検討してほしい。加害者の情報もできるだけ多く開示してほしい。</p>	<p>警察庁</p> <p>警察庁</p> <p>法務省</p>	<p>警察庁</p> <p>【計画案文】</p> <p>・警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。</p> <p>法務省</p> <p>【検討結果】</p> <p>(前段)</p> <p>通知関係</p> <p>加害者に関する情報については、「被害者等通知制度」や「出所情報通知制度」を定め適切な運用を図っている。</p> <p>処遇関係</p> <p>【計画案文】</p> <p>再被害の防止に資する適切な加害者処遇</p> <p>・法務省において、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵守事項を定めるに当たっては、地方更生保護委員会又は保護観察所が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。</p> <p>再被害の防止に資する適切な加害者処遇</p> <p>・ストーカー行為等により刑事施設に収容され仮釈放になった者及び保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。</p> <p>(後段)</p> <p>【計画案文】</p> <p>加害者に関する情報提供の適正な運用及び拡充の検討</p> <p>・法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、被害者等への情報提供の在り方について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行う。</p>	75 93 94
205	<p>【加害者に関する情報開示基準の見直し】</p> <p>保護観察制度下の加害者に関する情報開示基準を見直してほしい。</p>	<p>法務省</p>	<p>【計画案文】</p> <p>加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施</p> <p>・法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、被害者等への情報提供の在り方について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行う。</p>	
207	<p>【起訴後の保釈について、被害者に必ず連絡するよう定めること】</p> <p>被害者は、加害者による再被害等に重大な関心があり、特に保釈については要望しないことが明らかな場合でない限り、連絡をいただきたい。</p>	<p>法務省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>被害者の方の中には事件について、忘れたい、思い出したくないという方もおられることから、そのような事件の被害者等についてまで一律に検察庁から連絡をして通知するというような扱いは差し控えるべきである。現行制度において、希望した被害者等に対して被告人が保釈された旨の通知をすることは可能である。</p>	
211	<p>【安全の確保】</p> <p>学校等で被害にあった場合には再被害を防ぐための措置を適切に行うよう学校・教育委員会等に対応のマニュアル等を作成する必要がある。</p>	<p>文科省</p>	<p>【計画案文】</p> <p>文部科学省において、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の周知等を通じて、各学校における危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しの中で、犯罪被害者等の児童生徒への支援や再被害の防止に向けた内容の充実を図るよう促す。</p>	

212	<p>【未成年の加害者の保護者】</p> <p>保護観察官から送られてくる書類に加害者（未成年）の親のことは何一つ書かれておらず、保護者がどう向き合っているのかを被害者にも示してほしい。</p>	法務省	<p>【検討結果】</p> <p>保護観察対象者の保護者に関する情報を被害者等に提供することについては、加害者本人でない者に係る情報を第三者に提供することとなり、個人情報保護の観点等から、通知事項に含めることは困難である。</p> <p>また、現在の通知事項は、いずれも客観的な事実を通知しているものである一方、御指摘のような保護者の内心にわたる事項については、客観的に評価することが困難であることから、通知事項に含めることは困難である。</p>	
214	<p>【医療観察事件に係る支援】</p> <p>医療観察制度につき、傍聴の際に被害者の近親者等、信頼関係のある付添人がつけられない、情報提供については、都度都度、申し込まなければならない、被害者が望む情報量として十分でないなど、その支援体制は十分ではない。更なる充実を望む。</p>	法務省	<p>【検討結果】</p> <p>(前段)</p> <p>医療観察に係る審判期日は、対象者の精神障害の状態や生育歴等、プライバシー保護の必要性が高い情報が明らかになり得る場であり、非公開の手続で行われるものとされているところ、被害者等は裁判所の許可を得て当初審判の傍聴が可能とされており、その範囲を超えて施策として一律に被害者の関係者等の傍聴を許したり、被害者等に情報提供したりする制度とすることについては、慎重な検討を要する。</p> <p>(後段)</p> <p>(情報提供について) 医療観察法による処遇は、対象者の社会復帰促進を目的とするものであり、情報提供には自ずと制約があることから、一度の申出により、継続的に情報提供することは困難と考えている。そのことも踏まえ、次のとおり計画案文を提出する。</p> <p>【計画案文】</p> <p>・法務省において、「医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度」に基づき、被害者等の希望に応じた、加害者の医療観察制度における処遇段階等に関する情報提供について、一層円滑かつ適正な運用に努める。</p>	
217	<p>【犯罪被害者等に関する情報の保護】</p> <p>DVやストーカー被害者の個人情報について、行政や警察などで誤って加害者に知らせてしまうなどの例が依然として後を絶たないので、そういうことが絶対にならないよう引き続き対策をしてほしい。探偵などに依頼して加害者が被害者の居場所を突き止めないようにしてほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>警察においては、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第8条第1項に基づき、被害者の秘密の保持に十分な配慮を行う。</p> <p>また、法第6条において、何人も、ストーカー行為等をするおそれのある者に対し、被害者等に係る情報でストーカー行為等をするために必要となる情報を提供してはならないとされていることを踏まえつつ、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者に対する指導監督を行い、探偵業務の運営の適正を図る。</p>	
		総務省	<p>【検討結果】</p> <p>市町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱い」について、引き続き、これらの手続の周知を図るとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。</p>	83
		法務省	<p>【計画案文】</p> <p>・法務省においては、検察官が、DV及びストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な運用に努める。</p>	
		国交省	<p>【計画案文】</p> <p>・国土交通省においては、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書等の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」及び軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」について、引き続き、これらの手続の周知を図るとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。</p>	83

218	<p>【被害者氏名の報道について】</p> <p>現在被害者情報の公表の可否については、警察が判断することとされている。被害者情報が出た後で、強制性交等の被害者であることが公表されるなど、御遺族の心情からすれば痛々しい報道が散見する。</p> <p>そこで、被害者情報を公表するにあたり、被害者等の同意を必要とする実務を希望する。警察が被害者情報を非公開としても実名報道がされる危険性は高いが、被害者が実名を希望していない事実は報道機関に対するけん制の一つとなる。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮している。</p>	
219	<p>【被害者氏名の報道について】</p> <p>基本計画においては、被害者の実名発表・匿名発表について、犯罪被害者等の匿名の希望と、マスメディアによる報道の自由、国民の知る権利、さらにプライバシー保護と公益性を総合的に勘案しつつ配慮するとあるが、この「配慮」には明確な基準がなく、原則が明記されていない。</p> <p>世論からの反発を避けるために「匿名化」は拡大化してゆくものと思われる。</p> <p>個人情報保護されることは嬉しいが、それが恣意的な判断や、情報の秘匿、犯罪被害の実情の矮小化や事件の風化につながることを危惧する。公益性とともに公平な施策であることを明確化し、発表は「実名発表」を原則とし、被害者の家族・遺族に対する「報道被害等」については罰則も含めた公正な枠組みの制定を要望する。情報の公開が、何よりも犯罪の防止・抑止に資することを願う。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮している。</p>	
220	<p>【被害者情報の保護の在り方についての再検討についての要望】</p> <p>やまゆり園事件や京都アニメーション事件に見られるように、被害者の実名報道をめぐって様々な議論が起きている。基本的には被害者や遺族の意向が最優先され、最大限尊重されるべきであると思われるが、公益の観点から必ずしも被害者等の意向に添えない場合も皆無ではないものと考えられる。</p> <p>また、報道機関等からは、警察が情報を開示しないことに対する強い拒否感・警戒感も存在する。この点に関しては、第一次計画策定時には大きな議論が行われたが、その後のインターネット、SNSの発達や被害者や個人情報の取り扱いをめぐる国民世論の変化等を踏まえ、被害者の情報の保護の在り方について再度検討するべき時期に来ていると考える。その際、警察が、メディアとの信頼関係を確立するためにも、被害者情報を開示する場合に関する基準について明確化することも含めて検討されるべきではないかと考える。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮している。</p>	
222	<p>【一時保護場所の環境改善等】</p> <p>児童相談所及び婦人相談所の一時保護施設は、急性期の被害者が居住するところであり、被害者の物理的安全のためだけでなく、心理的安全の確保、急性期介入の重要な場である。職員が急性期の被害者の心理やケアについての知識を有することや、心理専門職の介入やケアが行われることが重要である。「厚労省において、「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）により、平成31年度末までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。」とあるが、この施策がさらに推進されることを希望する。一時保護機関及び保護後に児童を預かる施設（一時保護所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等）において、被虐待時へのケアが不十分な現状にある。これらの施設は人員の不足に加え、ケアの仕組みも乏しく、かつスタッフへの教育の不十分さから二次被害やさらなる虐待を生んでいる可能性も指摘されている。これらの施設の人員や心理ケアスタッフの強化、職員への教育の充実等の取組も併せて検討いただきたい。</p>	厚労省	<p>【計文案文】</p> <p>・厚生労働省において、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、一時保護所における職員体制を抜本的に強化するとともに処遇の改善を図る。</p> <p>【検討結果】</p> <p>厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員等を対象とした家庭内暴力等の児童思春期における様々な精神保健に関わる問題への対応について習得するための「思春期精神保健研修」の実施を支援する。</p>	
225	<p>【児相における職員の配置】</p> <p>児童相談所において性暴力被害のトラウマについて理解・配慮できる職員を配置することが必要である。</p>	厚労省	<p>【計文案文】</p> <p>・厚生労働省において、被害を受けた児童の心理的ケアを行う児童心理司等の専門性向上に係る支援を行うことで、被害児童等への心理的ケアの体制強化を図る。</p>	

229	<p>【再被害防止に係る研修内容】</p> <p>再被害防止の研修にあたっては、DVや性暴力、ストーカー被害当事者や支援者など被害者心理や実態を把握している人を講師にしたり、意見を反映するような内容が必要である。</p>	内閣府	<p>【検討結果】</p> <p>内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、民間支援団体等に対し、被害者心理に関する専門家や現場で支援にあたる有識者等を講師とした研修事業を実施している。引き続き、研修事業を通じ、支援の質の向上を図ってまいりたい。</p>	
		警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>ストーカー、DV、性犯罪の捜査等に従事する警察職員に対し、被害当事者が講師になる研修や、被害者の心情に配慮した捜査、被害者支援等に係る教養を行っており、引き続き、当該研修を実施していく。</p>	
		法務省	<p>【検討結果】</p> <p>・「矯正施設内・社会内における被害者等の視点を踏まえた加害者への指導」に関する部分については、Aとする。</p> <p>【計画案文】</p> <p>被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実</p> <p>・法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図り、二次的被害の防止を徹底する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>・法務・検察において、犯罪被害者の心理や被害の実態を理解させるため、被害者の心理に精通した専門家による講義等を実施する。</p>	181
238	<p>【警察大学校への「被害者支援研修・研究センター」の設置】</p> <p>政府による体系的な調査・研究の必要性については、以前から研究者や弁護士会等からも指摘されているところである。とりわけ、第三次基本計画でも取り上げている潜在化しやすい被害者や被害類型については、実態把握のための調査・研究の必要性が高い。</p> <p>具体的には、警察大学校内に「犯罪被害者支援研修・研究センター」（仮称）を設置し、全国の警察職員はもとより、他省庁、自治体の職員や社会福祉士や臨床心理士等の専門職及び民間被害者支援団体からの研修員も受け入れて合同で研修を実施できる機関を設置してほしい。第三次基本計画においても、福祉・心理等の専門職の登用など自治体の担当職員の資質向上が求められており、体系的かつ分野横断的な研修のニーズは高いものと認められる。併せて、同センターにおいては、諸外国における被害者支援の実態把握を含む犯罪被害者支援等に関する総合的な調査・研究を行うこととし、また、同研究員として、部外の若手研究者や弁護士等を受け入れるなどして、アカデミズム等との連携強化及び政策提言機能の強化を図ってほしい。組織の設置が難しい場合には、警察職員を含む多機関参加の研修の実施を（公社）全国被害者支援ネットワークに委託してほしい。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>受け入れ困難。第三次基本計画に基づき、警察をはじめ関係府省庁において、犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実等が実施されていること、また、地方公共団体職員等へは、民間支援団体等と連携しつつ、関係府省庁から情報提供、支援、指導等がなされていることなどから、引き続き当該施策の着実な実施に努めて参りたい。</p> <p>なお、警察大学校内に、地方公共団体や民間団体職員等を受け入れる専門の教養機関を設けること等には慎重な検討を要する。</p>	
239	<p>【自治体や企業等における被害者支援研修の促進】</p> <p>いわゆるセクハラ、パワハラだけでなく、様々な組織内（学校や福祉施設なども含めて）で、暴力や性犯罪などの犯罪被害が潜在化している実態が同われ、多くの被害者が声を上げることもできず、支援の手が差し伸べられていないことが懸念される。こうした組織内での被害を生まないためまた、被害者が誰にも相談できずに潜在化することを防止するため、企業・団体内部で被害者支援に関する研修の実施を促進する施策の展開を要望する。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>民間企業は行政機関ではないため、民間企業について基本計画に盛り込むことは困難である。</p>	
243	<p>【被害者のおかれる状況に関する理解促進】</p> <p>加害者の出所後も含めた被害者の置かれる状況について、国や自治体の理解を促進する必要がある。被害者は加害者の服役中も、加害者の出所後も、加害者家族への対応、賠償の時効延長、更生保護の制度利用、再被害の不安と恐怖などを抱え暮らしている実情がある。</p>	内閣府	<p>【検討結果】</p> <p>内閣府では、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター等の自治体担当部署の職員に対し、被害者心理に関する専門家や現場で支援にあたる有識者等を講師とした研修事業を実施している。引き続き、研修事業等を通じ、被害者の置かれている状況についての理解を促進してまいりたい。</p>	

		警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省からそれらの者の出所情報の提供を受け、出所後の定期的な所在確認を実施するなどの対策に努める。 ・警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。 	74 75
		法務省	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対して、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。 <p>【検討結果】</p> <p>加害者に関する服役中の情報及び出所後の情報については、「被害者等通知制度」や「出所情報通知制度」を定め、処遇や釈放等に関する情報などを通知し、適切な運用を図っている。</p> <p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実を図り、二次的被害の防止を徹底する。 <p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省の人権擁護機関において、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、犯罪被害者とその家族の人権に関するものを含む各種人権啓発活動を実施する。 	106 181 247
		厚労省	<p>【検討結果】</p> <p>警察庁等から、二次被害防止等の犯罪被害者に対する配慮についての連絡等があった際には、自治体の福祉部局等へ適切に情報共有を行う。</p>	
		国交省	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。 ・国土交通省において、公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体へ要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。 	20 21
256	【警察における施設の改善、検察庁での待合室の設置】 警察や検察庁で待合室に十分なスペースがないと、他の事件の男性関係者と狭い密室で長時間過ごすなければならないこともあり、個別のスペースが確保できると望ましい。家族やワンストップ支援センターの支援員が同行した際に、事情聴取の部屋に入れないことも多いが、その際の待合室も確保してほしい。	警察庁 法務省	<p>警察庁</p> <p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。 <p>法務省</p> <p>【検討結果】</p> <p>各検察庁の庁舎の実情等を踏まえて個別に対応を行っているものであり、施策として一律に検討することは困難である。</p>	112

第3 刑事手続への関与拡充への取組

要望番号	要望事項	関係府省庁	検討結果	現行計画 施策番号
258	<p>【迅速な被害届の受理】</p> <p>被害届を全件受理してからの精査ではだめなのか。全件受理すると事務処理等が膨大になるといふことであれば、警察内での受理後の手続の方法を検討すればよいのであって、国民の通告内容の虚偽・合理性の問題ではないように思う。例えば、児童虐待で通告があれば児童相談所は48時間以内に安全確認を行うが、そこに虚偽・合理性の問題ははさまれない。匿名での通告であっても対応は同じである。被害に遭ったと自ら届け出てきている人を窓口でそのまま帰すようなことはなくしてほしい。</p> <p>また、被害届を受理しない場合は、その理由を被害者に教えてほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>・警察において、被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。</p>	114
291	<p>【警察による刑事手続プロセスの説明義務】</p> <p>自分が置かれている状況をよく理解できないまま捜査や裁判が進んでいると感じる被害者が多いので、その都度説明が必要であることから、被害者に権利や捜査・裁判などのプロセスを丁寧に知らせ、説明する義務を警察に負ってほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>・警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。</p> <p>※ 警察において犯罪被害者等に対し、その権利や刑事手続等の説明を義務化することについては困難であるためC。刑事手続等に関する情報提供の充実についてはB</p> <p>なお、警察においては、被害者連絡実施要領に基づき、被害者に対して、刑事手続及び犯罪被害者等のための制度について連絡を実施している。</p>	128
295	<p>【証拠品の管理】</p> <p>未だに警察での証拠物件の紛失等が起きている事実もあるので、遺品の管理は徹底していただけるよう要望する。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>・警察において、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないように注意し、その証拠価値の保全に努める。</p>	
298	<p>【捜査への支障】</p> <p>捜査への支障を勘案しつつという理由で警察官は加害者の供述を一言も教えてくれなかった。同席していた弁護士も「この内容を教えたからといって警察側に支障があるとは思えない」と伝えたが教えてくれなかった。被害者が知りたいのは、自分の魂を殺された事件に対して警察が真摯に捜査をしているかどうかであるので、真摯に対応してほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>・警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供できるよう努める。</p> <p>また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。</p>	134
299	<p>【捜査に関する適切な情報提供等】</p> <p>被害者連絡制度等を周知徹底活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供できるよう努めるとされているが、未だ十分な情報提供がされているとは言い難い。</p> <p>被害者や遺族の心情をくみ取り、責任ある捜査幹部に対し、被害者や遺族等に対する説明責任を負わせ、適切な情報提供と具体的な説明をするように周知徹底を望む。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>・警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供できるよう努める。</p> <p>また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。</p>	134

369	<p>【市町村職員の犯罪被害者による講演聴講の推進】</p> <p>人材育成の第一歩は、被害当事者の生の声を聞くことである。市町村の総合的対応窓口担当者の、各地で実施される講演会等への参加を推進していただきたい。</p>	警察庁	<p>【計文案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・警察庁において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。 ・警察庁において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。 	151 154 253
377	<p>【地方公共団体における条例・計画制定の促進】</p> <p>犯罪被害者等は、被害直後から医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要としており、これに対応すべき最も身近な行政機関である地方公共団体（市・町等）においては、犯罪被害者等が心置きなく支援を受けられるようにするためにも、犯罪被害者に特化した条例の制定が必要である。しかし、未制定の自治体も多く見られることから、引き続き基本計画に条例・計画の制定を促すことを希望する。</p> <p>また、条例等制定に当たったの事務的支援、助成金・補助金を設ける等の措置をとるべきである。</p>	警察庁	<p>【計文案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行う。 	153
381	<p>【自治体における意見聴取】</p> <p>自治体による犯罪被害者からの意見聴取を推進してほしい。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>警察庁において、市区町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市区町村で施策主管課が確定し、31年4月以降、全ての市区町村において総合的対応窓口が設置されている。さらに、地方公共団体に対し、ホームページにおける犯罪被害者支援に関するサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。</p> <p>政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。</p>	
382	<p>【国、都道府県から市町村に対するもの及び国から都道府県への財政的支援の創設】</p> <p>性被害は国の交付金があり支援が整備されたが、他の被害について進んでいない現状がある。</p>	警察庁	<p>【計文案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。 <p>【検討結果】</p> <p>各府省庁において、所管の施策に関する予算措置を行っているところ。引き続き、犯罪被害者等施策に関する必要な予算措置に努めてまいりたい。例えば、警察庁においては、基本法及び第3次基本計画に基づき、「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」について必要な予算措置を行い、地方公共団体と同事業を実施している。</p> <p>都道府県から市町村に対する財政的支援については、地方自治の尊重の観点から、各都道府県において予算措置されるものであり、基本計画の見直しの場で検討することは困難である。</p>	224

390	【警察、検察、当事者団体の連携】 警察のみが関わると中長期支援に繋がらないため、警察が検察庁に事件を送った後、速やかに検察庁被害者支援室、被害者支援センター等にバトンを渡す必要があると思われる。また、地域にある当事者団体とも親交を深め、当該被害者に適切な連携先を案内していくことを望む。	警察庁	【計文案文】 ・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。	166
		法務省	【検討結果】 法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判活動を行うため、検察官等の研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなどし、連携・協力の充実・強化を図っているところ、このような取組等を通じ、引き続き、連携の充実・強化に努める。	
392	【警察と民間支援団体の連携】 民間支援団体との連携を強化し、被害届の提出の有無にかかわらず、被害者に様々な選択肢があり、安心して安全な支援が受けられることを周知して欲しい。	警察庁	【計文案文】 ・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。	166 230
393	【日常生活支援に関する連携】 関係機関・団体と連携した、日常生活支援に関する情報提供、手続のサポートを実施してほしい。	内閣府	【検討結果】 内閣府では、男女共同参画局のホームページにおいて、暴力被害者支援に関する相談窓口等を掲載し、情報提供に努めている。 また、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターでは、被害者の必要に応じ、病院、警察等への同行支援や相談支援を行っているところ。今後とも関係機関間の連携強化を進めてまいりたい。	
		警察庁	【計文案文】 ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。	151 166
		文科省	【検討結果】 反映せず。理由：各学校における具体的な対応については、各教育委員会もしくは学校の判断による必要があるため。	
		厚労省	【検討結果】 厚生労働省所管団体等に対して、関係部局から必要な情報提供が行われるよう体制が整備されている。	
		国交省	【検討結果】 必要に応じて、他の省庁が実施する施策や取組に協力する。	
394	【関係機関の連携】 各地域で当事者たちの団体が手弁当にて相談や支援をしていることが、いまだに多く、民間団体との連携・協力の強化とされているが、当事者グループは民間に入らない団体なのか。支援を充実するには、警察・支援センター・当事者団体との連携がとても必要不可欠と思う。	警察庁	【計文案文】 ・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。	230

395	<p>【関係機関の連携】 自治体に、医療、県の援助センター、学校等と連携を取ってほしい。</p>	<p>警察庁 文科省 厚労省</p>	<p>【計画案文】 ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。 ・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。</p>	<p>151 152 166</p>
399	<p>【指定被害者支援員へのケアマネジメント研修の実施】 警察において、指定された警察職員が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施する「指定被害者支援要員制度」がある。この業務にケアマネジメントの手法が有効と考えられる。指定被害者支援要員のための知識等の研修にソーシャルワークの知見を活用いただき、犯罪被害者等の早期支援の充実を図っていただきたいと考える。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【計画案文】 ・警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文科科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。</p>	<p>171</p>
400	<p>【交通事故相談活動の推進】 交通事故相談活動を強力に推進してほしい。</p>	<p>警察庁 国交省</p>	<p>【検討結果】 警察においては、交通事故被害者等に対し、「被害者の手引」等を活用して、刑事手続きの流れ、交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続、ひき逃げ事件や無保険車両による交通事故の被害者に国が損害を填補する救済制度、各種相談窓口等について説明を行うとともに、交通事故被害者等からの要望を聴取するなど、その心情に配慮した相談活動を推進している。 【計画案文】 ・国土交通省において、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携の発刊を通じて能力向上を図るなど、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。</p>	
403	<p>【人身取引被害者の保護の推進】 大学生が若い女性を誘い騙して性風俗店にあっせんするというような形の人身取引において、被害者は自身を被害者だとは認識できず相談にもつながりにくいことも考えられる。被害者に対して相談支援を求めるよう丁寧に促す情報提供や支援策が必要である。</p>	<p>内閣官房</p>	<p>【計画案文】 ・人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民に対する情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。</p>	<p>177</p>
409	<p>【学校におけるいじめ抑止】 学校レベルで子供の声を積極的に拾い、いじめ察知・抑止につなげてほしい。</p>	<p>文科省</p>	<p>【検討結果】 文科科学省において、いじめ防止対策推進法の定義に即し、いじめの積極的な認知を促す通知を平成27年に発出するとともに、平成28年度より、文科科学省職員を各地の教育委員会に派遣し、いじめに関する説明会（行政説明）を実施するなど、いじめの積極的な認知を促している。 また、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実、全国いじめ問題子供サミットの開催などにより、いじめの早期発見・未然防止に取り組んでいる。 引き続き、様々な機会を捉え、いじめの早期発見・未然防止に努める。</p>	

410	<p>【暴力に対応する人員の確保】</p> <p>学校にて「暴力とは何か、虐待とはなにか」について小学校低学年から学べることは大変重要だと思う。単純にいじめや暴力、性差別はだめだと授業等で教えても、実際に暴力が起きていて、それが放置されている状態ではなんの意味もない。子どもは大人が言うことと現実が違うんだと学ぶだけである。現在起きている暴力を止めるには、学習の充実だけでなく、それに実効的に対応できるチームを組織して、教室内での暴力、家庭内での暴力等、学校で察知できるあらゆる暴力に対応できる人員と時間的余裕を保障することが先決と考える。</p>	文科省	<p>【検討結果】</p> <p>文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携・分担しながらチームで適切な対応を行うことができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。</p>	
412	<p>【被害児童生徒に対する支援】</p> <p>現在のスクールカウンセラーは、就業要件を大学における心理分野の科目履修のみとしている自治体が多く、能力不足とみられるスクールカウンセラーが散見されることから、公認心理師、臨床心理士、精神科医に限定するなどスクールカウンセラーの有資格化を早急に進めてほしい。学級担任も被害者理解が進んでいないことから、交通安全指導等の定期的に行われる行事の中で、被害者の心理に寄り添う冊子の作成・配布や研修の実施が必要である。</p> <p>また、被害者等である児童生徒には継続的な支援が必要であるが、スクールカウンセラーは中学校にしかないことがあり、小学生がカウンセリングを希望する場合にスクールカウンセラーのいる中学校まで出向く必要がある。被害児童を移動させるのではなく、家族・教師の要望に応じて、小学校や幼稚園等にカウンセラーが移動し、支援することが望ましい。</p> <p>保育園・幼稚園・小学校・中学校等の側で情報共有を徹底し、全体で被害児童生徒をサポートしてほしい。被害児童生徒の家庭状況や精神状態など子ども達の状況に関する情報を一元化して、保護者・学校・保健室・カウンセラー・被害者窓口や支援団体等関係機関が相互に連携できるよう努めてほしい。</p>	文科省	<p>【検討結果】</p> <p>文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。</p>	
414	<p>【教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実】</p> <p>そもそも教育委員会に問題があるということは広く国民の知るところである。毎日子供たちと向き合っている教師が、本来の教育（未来を背負う子供たちが間違った道を歩むことなく、大人社会に入っていけるように指導すること、親や年配者に対する尊敬の念、恵まれない子供や仲間たちを慈しむ心を醸成し社会に役立つ人間に導くこと）に専念できる環境づくりをするのが肝要である。何か事が起きたときに、自らの失態を隠蔽し自己保身に走る教育委員会の在り方を根本から見直すための検討をお願いしたい。</p>	文科省	<p>【検討結果】</p> <p>全国津々浦々の学校で質の高い教育活動を実施可能とする環境が整備されるよう、文部科学省において、学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方について検討を行う。</p>	
415	<p>【不登校になった場合の支援】</p> <p>不登校になった場合の継続的支援につき、具体的方法を示してほしい。</p>	文科省	<p>【計画案文】</p> <p>・文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒の個々の状況に応じて、カウンセリングや学習指導等について教育支援センターや民間団体等の関係機関とも連携し、社会的自立に向けた支援を促進する。</p>	
416	<p>【警察庁発行「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」の改訂】</p> <p>現在もこのモデル案を踏襲したままハンドブックを作成している地方公共団体が多いが、平成19年の策定以降、総合的対応窓口の市町村への設置をはじめ、法制度改正も多数あるため、現状を反映したモデル案を示した方がよい。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>地方公共団体における支援等のための体制整備への取組を促進する警察庁としては、施策を推進する一つの事業の在り方として承り、一方で、現在、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備促進を図る目的で実施している「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」等を通じて、地方公共団体に対し、モデル案等を示していきたい。</p>	
417	<p>【刑事手続等に関する情報提供の充実】</p> <p>検察庁発行の「犯罪被害者の方々へ」のパンフレットはわかりやすいので、警察に相談した段階から配布してもよいのではないかと。ワンストップ支援センターや日本司法支援センターについても早期に情報提供して、刑事手続等への理解を促進してほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>・警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。</p>	128

		法務省	<p>【検討結果】</p> <p>法務省においては、被害者参加制度や犯罪被害者保護・支援のための制度等について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁に配布して、検察官が犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしているほか、各種イベントで配布するなどしている。</p> <p>また、パンフレットの電子データ版を法務省及び検察庁のウェブサイトに掲載しており、被害に遭われた方等が検察庁に來庁するなどしなくとも情報を入手できるよう努めているほか、各庁の配布状況について網羅的に把握しているものではないものの、警察、日本司法支援センター、ワンストップ支援センター等に配布している検察庁もあるものと承知しているところ、引き続き、パンフレットの内容について広く周知できるように努める。</p>	
421	<p>【被害者団体等の紹介の充実】</p> <p>被害経験者や弁護士と出会えるように、被害者団体や自助グループの紹介を充実してほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。 ・警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。 	206 227
422	<p>【自助グループへの支援】</p> <p>自助グループの実態や効果について、どのような支援が求められているのかなど調査し、自助グループに参加したい被害者がどの地域でも参加できるようになるとよいのではないかな。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。 ・関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者支援に係る各種施策を含めて犯罪被害者等に関わる調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。 	206 254
423	<p>【被害者団体間のつながり】</p> <p>警察庁には（被害者）団体を横断的につなげられるよう対応をお願いしたい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。 ・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。 	227 230
424	<p>【犯罪被害者等施策のホームページの充実】</p> <p>施策の正式名称がわからないと検索がしにくいなどがあるので、わかりやすいホームページを作成してほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のホームページを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。 	207

427	<p>【海外での犯罪被害者や外国人被害者への支援体制整備】</p> <p>海外で被害を受けた人の支援や日本国内で被害を受けた外国人に対する支援体制に力を入れるべきである。</p>	<p>警察庁 外務省</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館等）を通じ、現地の弁護士や通訳翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で支援するよう努める。また、警察においては、外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。</p>	208
429	<p>【子ども・若年被害者への支援】</p> <p>未就学児童の被害は密室で繰り返し行われる。時に愛情表現であると加害者から言われることにより混乱しているため相談できない。未就学児童に係る関係者は虐待対応スキル研修を必須とし、適切な対応が求められる。児童相談所において性暴力被害のトラウマケアができる職員を配置することが必要である。</p>	<p>内閣府 厚労省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>厚生労働省において、被害を受けた児童の心理的ケアを行う児童心理司等の専門性向上に係る支援を行うことで、被害児童等への心理的ケアの体制強化を図る。</p>	
431	<p>【被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進】</p> <p>性犯罪被害や児童虐待の最初の発見者としては、保育士、幼稚園教諭及び養護教諭の役割が重要である。これらの職種が適切に対応するとともに必要な助言を受けることが被害の潜在化を防ぐことに寄与するため、保育士、幼稚園教諭及び養護教諭に対する犯罪被害者の対応要領の研修を充実することが求められる。</p>	<p>内閣府</p>	<p>【検討結果】</p> <p>内閣府では、現在、関係府省と性犯罪・性暴力対策の強化について検討しており、いただいたご要望についても、検討を行っているところである。</p>	
		<p>文科省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>幼稚園教育要領解説において、保護者による児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関との連携が必要となる旨を明記するとともに、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」等を作成している。引き続き、これらの周知を通じて研修の充実を促す。</p>	
		<p>厚労省</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。</p>	220
439	<p>【犯罪被害者のメンタルヘルスに関する研究】</p> <p>犯罪被害者のメンタルヘルスについては、実証的な研究成果がまだ乏しい現状にある。有効な施策の実施の上でも、メンタルヘルスの実態、リスク要因、PTSDや複雑性悲嘆等回復に資する治療技法などの研究を進めていくことは重要である。厚生労働科学研究、AMED等において犯罪被害者の支援・メンタルヘルス関連の課題を取り上げていただくことは極めて重要であると考えている。また、メンタルヘルスの回復だけでなく、司法との関連において、子どもの被害者の適切な面接や、虐待事実の証拠となる負傷の確認に必要なデータの蓄積を含む研究なども必要とされているところであり、学会等への助成を望む。</p>	<p>厚労省</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・厚生労働省において、犯罪被害者等の精神的健康に係る実態調査や、精神的健康の回復に資するストレス関連障害の治療技法の研究など、心の健康づくりを推進する調査研究を行い、高度な犯罪被害者等支援を行うことができる専門育成や地域における犯罪被害者等に対する対応力の向上に活用する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携を強化し、協同面接等の子どもの特性を踏まえた面接・聴取を実施している。</p>	213
442	<p>【被害者支援センターの研修の見直し】</p> <p>どの被害者支援センターも人材育成、世代交代が出来てなくスキルの低さを感じている。研修内容を再度見直す必要があるのではないか。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。</p>	222
446	<p>【支援センターの相談人の有償雇用】</p> <p>被害者支援センターの相談員の待遇がボランティアではなく、有償とし、責任を伴う職員を配備してほしい。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実にも努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。</p>	224

448	<p>【寄附の文化により被害者支援を向上させるための税制措置の見直し】</p> <p>日本の各種の寄付額は、国際的には低い方である。欧米並みに寄附の文化を醸成させるため、とりわけ、犯罪被害者支援団体の活動の財源は、主に各種団体、個人からの会員会費、賛助会費、寄附金等で構成されている。公益財団へ寄附金等については、団体と個人を問わず税法(法人税、所得税法)において、優遇措置の見直しとあわせて、税制上の優遇措置については、広く、国民に周知徹底し、大規模災害に対する寄付金等同様に税制上の優遇措置を得られる旨、広く国民に広報することを要望する。</p>	<p>内閣府 警察庁</p>	<p>警察庁</p> <p>【計画案文】</p> <p>・警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。</p> <p>内閣府</p> <p>【計画案文】</p> <p>・特定非営利活動法人に関しては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を所管する内閣府において、令和2年度税制改正をはじめとした累次の改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。</p>	<p>228 229</p>
450	<p>【被害者支援団体による支援の実態調査】</p> <p>警察庁において、全国の被害者支援団体の支援の質について実態調査を行い、各団体の実績を公表するとともに、地域によって支援に不公平な事態が生じないよう適切な指導監督をしてほしい。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。</p> <p>・都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。</p>	<p>230 231</p>
451	<p>【被害者支援センターにおける支援の充実】</p> <p>各自治体の被害者支援センターを、被害者や遺族の声を十分に聞き、その声を理解した上で活動し、真に被害者に寄り添うことができる組織に立て直してほしい。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。</p>	<p>222</p>
453	<p>【早期援助団体の支援体制に関する把握、公表】</p> <p>各早期援助団体について、支援内容、人材や財政の状況などの支援体制の現状につき、調査してほしい。傘団体の全国被害者支援ネットワークが公表していないため、国が全早期支援団体について把握し、被害者にもわかりやすく公表していただきたい。自治体の多くは早期援助団体による支援に頼っているが、受け皿として十分な支援を行える体制にあるのかを評価する材料が乏しい。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。</p>	<p>230</p>

463	<p>【被害者ノートの活用】</p> <p>犯罪被害者支援団体はもちろんのこと、自治体、司法機関、医療機関、教育機関等々において犯罪被害者支援に携わる担当者（支援担当者、検察官、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー、カウンセラー、スクールカウンセラー、養護教諭）に「被害者ノート」の存在を周知徹底してほしい。特に各警察署においては、公費で、事件直後の段階から支援担当者の手によって「被害者ノート」を被害者に手渡すように徹底してほしい。また犯罪被害者支援団体が「被害者ノート」を作成する際は、補助金などのサポートを行えるようにしてほしい。</p>	<p>警察庁 法務省 文科省 厚労省</p>	<p>警察庁</p> <p>【検討結果】</p> <p>被害者支援団体が作成した「被害者ノート」は、平成27年版犯罪被害者白書のコラム・トピックスにおいても紹介されており、途切れることのない必要な支援の実施に寄与しているものと承知している。このように、犯罪被害者支援団体が行っている先進的取組については、「犯罪被害者等施策メールマガジン」等を通じて情報提供を行って参りたい。</p> <p>法務省</p> <p>【検討結果】</p> <p>法務省においては、例えば、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説したパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、検察庁に配布して、検察官が検察庁において犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしたり、法務省及び検察庁ウェブサイトにも掲載したりするなど、犯罪被害者保護・支援のための様々な施策を行っているところ、より一層充実した犯罪被害者の保護・支援に努める。</p> <p>【計文案文】</p> <p>・日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。</p> <p>※弁護士については、弁護士自治が認められているため、行政機関において周知徹底をすることは困難である。（法務省）</p>	203
465	<p>【被害後の家族関係】</p> <p>被害後の家族関係の悪化についての、理解を促進してほしい。</p>	警察庁	<p>【計文案文】</p> <p>・警察庁において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。</p> <p>・警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。</p>	240 241
466	<p>【死亡直後の遺族の支援強化】</p> <p>交通事故被害者も含め、病院から連れて帰る際や、告別式の準備など、遺族はまったくわからず、相談先を必要としている。</p>	警察庁	<p>【計文案文】</p> <p>・警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。</p> <p>・警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。</p>	128 196
467	<p>【社会福祉協議会とのつながり】</p> <p>犯罪被害者等に対する生活支援について、自治体と社会福祉協議会とのつながりを活用し、身の回りのケアを開始したが、これが全国的に広まればよい。</p>	<p>警察庁 厚労省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>地方公共団体における犯罪被害者等に対する生活支援を充実させることが求められている中で、地方公共団体が保健医療、福祉等の関係機関と連携体制を構築することが途切れない支援を提供するために重要なことを承知している。</p> <p>【計文案文】</p> <p>・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を充実させるため、地方公共団体における総合的対応窓口と保健医療、福祉、就職、教育、警察・司法その他に関する機関・団体等との連携・協力の充実・強化を要請する。また、「犯罪被害者等施策メールマガジン」等を通じて、先進的な連携・協力事例を情報提供する。</p>	

468	<p>【介護休業制度についての情報提供】</p> <p>介護休業制度について警察、行政等から教えてほしい。</p>	<p>警察庁 厚労省</p>	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。 ・警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。 ・警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。 	<p>151 166 196</p>
-----	---	--------------------	--	----------------------------

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	要望事項	関係府省庁	検討結果	現行計画 施策番号
474	<p>【国民の理解と協力のアピール】</p> <p>警察庁が全国規模で2010年度に始めた「命の大切さを学ぶ教室」は2017年度までに約250万人の中・高校生が受講し、現在は学校側からの開催要請が増えていると聞く。開始から20年間経てば約714万人が受講し、さらにダルマ式に増えていく。交通事故を含む犯罪被害者のうち、主に遺族の語りを生徒達は真剣に耳を傾け目を凝らす。やがて今生きている自分の命、生まれて来た意味、家族のこと、悲しみを繰り返さないために自分にできることは何かと考え出す。同教室に触れた中高生達は10年経ち、実際に家裁で働いたり、警察官になったりする。</p> <p>犯罪被害者等基本法が謳う国・地方自治体・国民の各責務の中、国と地方自治体は着実に動き出し、今後の課題は国民の責務を分かり易く周知することとなる。犯罪被害当事者・遺族・家族等への地域での共感や見守る姿勢、学校の先生方による心ある言葉がけ、被害者の兄弟姉妹が級友達と普通に過ごせる日が来るよう、具体的に本腰を入れ推進して頂きたい。</p>	<p>内閣府 総務省 警察庁 法務省 文科省 厚労省</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。</p> <p>・法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、個人の尊重や自由などといった法の基礎となっている基本的な価値等を理解させることなどを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。</p>	<p>237 238</p>
477	<p>【学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進】</p> <p>犯罪被害者等が学校において行う「命の授業」で、多数の子ども達が「多くの人達に聞いて欲しい」と感想を記すほどに、人生の初期に被害者への理解を深める授業を執り行うことは意味があり、防犯にもつながると実感している。小中高での道徳あるいは社会、人権の授業で被害者の講演を必須にしてもらいたい。</p>	<p>警察庁 文科省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>反映せず。理由：命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重することについて学ぶことや人権尊重の意識を高める人権教育は重要であり、これまでも各学校においては、各学校・地域の実態や、子供の発達の段階等を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通じて指導することとしている。</p> <p>また、新学習指導要領においては、各教科等の特質に応じた体験活動を重視しており、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することとしており、こうしたことを踏まえ、各学校において、具体的な学習活動について適切に御判断いただくことになる。</p> <p>文部科学省としては、各学校、地域において様々な取組が進められるよう、学習指導要領の趣旨等をしっかりと周知してまいりたい。</p>	
478	<p>【教職員への人権教育】</p> <p>学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育はとても必要なことだと思う。そのためにはまず教職員への深い人権教育研修が必要だと思う。学校以外でも、国民全体に対して、被害者を侮辱する、嘲うことはやってはならないということを周知徹底お願いしたい。</p>	<p>文科省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。</p>	
479	<p>【子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組】</p> <p>子どもがいじめ・虐待・暴力行為・性暴力等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぶよう、地域の実情に応じた取組がなされるように教育委員会に促してほしい。</p>	<p>文科省</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぶよう、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。</p>	<p>235</p>
480	<p>【民間企業における啓発】</p> <p>民間企業での理解が進んでいないため、企業内での被害者等が不当な扱いを受けないよう、企業に対する啓発を実施し、理解を促進してほしい。</p>	<p>厚労省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>要望はあくまで、民間企業に対する啓発、理解促進であり、これについては現行計画にも記載があるとおり、既に警察庁を中心に取り組んでおり、当課でこうした取組以上のものを、次期計画に記載するのは難しい。</p> <p>また、当省では、職場におけるパワーハラスメントの防止対策を事業主に義務付けた法律等を所管しているが、犯罪被害者のような特定の属性に対する不利益取扱いについて、その理解を促進する施策は行っていないため、これに基づく具体的な案文も記載できない。</p> <p>なお、本年6月より、事業主に対して職場におけるパワーハラスメントを防止するための措置を講じることが義務付けられたが、こうした不当な扱いが、パワーハラスメントの定義に該当するような場合、事業主は適切な措置を講じる必要がある（中小事業主は、令和4年3月31日まで努力義務。）</p>	

481	<p>【学校における犯罪被害者等に関する学習の充実】</p> <p>いのちを大切に作る教室は、平成24年10月から県警察の委託事業として、県下の中学・高校生に対して推進し成果を上げている。教師や生徒への意識改革も徐々に浸透してきており継続推進の必要性を実感している。</p> <p>なお、一部の現場からは、小学高学年にも対象を広げたらとの意見もあることから、中学直前の小学高学年生への本教室の拡充も意義あるものと思う。</p>	<p>警察庁 文科省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>・警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めるほか、広く国民の参加を募った。犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運の醸成に努める。</p> <p>なお、小学校における本講演についても一部で実施されていることを踏まえ、引き続き本講演の周知に努める。</p>	
482	<p>【一般国民に対する効果的な広報啓発の実施】</p> <p>「犯罪被害者支援」について、まだ国民に広く浸透しきれていないと、認知度が決して高いとは言えない現状である。全国被害者支援ネットワークの広報啓発活動のみならず、国や地方公共団体は、機会あるごとに国民に対して広く広報啓発活動を行うよう強く要望したい。</p>	<p>内閣府 警察庁</p>	<p>【計画案文】</p> <p>・警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。</p> <p>・警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、シンボルマーク等の普及を図るなどし、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。</p> <p>・内閣府において、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若年層向けのパンフレットの配布等を通じ、若年層に対する予防啓発の取組を推進する。</p> <p>・内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。</p> <p>・内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力が得ながら展開されるよう努める。</p> <p>・法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるとして講演会・研修会等の啓発活動を実施する。</p> <p>・厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスターの作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。</p> <p>・警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行</p>	<p>238 239 240 241 244 245 246 247 248 249 250 251 252</p>

		<p>法務省 厚生省</p>	<p>う民間の団体の意義・活動等について広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。 ・警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。 ・警察庁において、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。 ・法務省の人権擁護機関において、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、犯罪被害者とその家族の人権に関するものを含む各種人権啓発活動を実施する。 ・日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者支援業務を含む業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。 	
483	<p>【全国「犯罪被害者週間」運動の実施】 広報・啓発活動として犯罪被害者支援を国民・県民に浸透させるため、全国運動として「犯罪被害者週間」を统一的に展開していく必要がある。各県においても官民が一体となった県民運動として活動することが必要で、予算的な裏付けがあってもいいはずである。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【検討結果】 基本計画において「犯罪被害者週間」を設定し、地方公共団体に対しても、犯罪被害者週間を中心に啓発事業を実施するよう要請しているところ、地方公共団体は、地域の実情に応じて、当該運動を展開しているものと承知しており、これに関する予算は、地方公共団体がそれぞれ措置しているものと承知している。</p> <p>【計画案文】 ・警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。</p>	239
484	<p>【世界道路交通犠牲者の日における啓蒙活動】 11月第3日曜日に世界中で取り組まれる「世界道路交通犠牲者の日」の行事も国として取り上げてほしい。</p>	<p>内閣府</p>	<p>【検討結果】 政府においては、長年にわたって春・秋の全国交通安全運動を実施しており、すでに国民の間に広く定着しているところである。同運動において、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表することとしているほか、交通安全関連行事において交通事故犠牲者に対する黙とうを行うなど、哀悼の意を示しているところである。</p> <p>上記の経緯から、改めて大規模な啓蒙活動を実施することは困難であるが、交通事故被害者団体等において「世界道路交通犠牲者の日」に様々な取組が行われていることから、必要に応じて協力してまいりたい。</p>	

485	<p>【「社会をあかるくする運動」と同規模の地域を巻き込んだ啓発活動の実施】</p> <p>加害者のことばかり目を向けず、被害者のことにも目を向けて欲しいと被害者は感じているため、同規模で実施してほしい。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。 ・警察庁において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。 ・警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、シンボルマーク等の普及を図るなどし、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。 	239 240 241
486	<p>【犯罪被害者月間の制定】</p> <p>犯罪被害者支援を促進する機運をより一層盛り上げるため、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）を中心に、11月を「犯罪被害者月間」と位置付け、国・地方公共団体が中心となり多様な広報媒体を利用して、関係機関と連携した大々的な国民運動を展開する。</p>	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>現在展開している「犯罪被害者週間」を通じ、犯罪被害者支援が広く国民に浸透するよう引き続き実施してまいりたい。</p> <p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。 	239
487	<p>【一般国民に対する効果的な広報啓発の実施】</p> <p>オレンジリボンやピンクリボン活動の様に犯罪被害撲滅活動としてリボン活動での啓発活動をしていただきたい。リボン活動をする事で多くの人へアピールしやすくなり、被害者への支援や犯罪被害撲滅意識を高めることに寄与できると考える。色は【スカイブルーリボン】を希望する。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、シンボルマーク等の普及を図るなどし、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。 	241
488	<p>【犯罪被害者週間における標語募集の2本立て】</p> <p>被害者の置かれている立場、状況等に対する国民の理解は、広く浸透したとは言えないため、現在、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）に合わせて、標語を募集しているが、この標語を一般向けと青少年向けの2本立てとして、次代を担う、青少年層に理解を得、安全な社会づくりのため、国・地方公共団体・企業・各種団体等が連携した大々的な「国民運動」を展開することを要請する。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者支援の重要性等について、シンボルマーク等の普及を図るなどし、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。 <p>【検討結果】</p> <p>青少年を含む一般国民から広く標語の応募をいただいております。犯罪被害者支援に係る啓発の統一したシンボルとして、当該標語を活用して参りたい。</p>	241
489	<p>【国民の理解の増進】</p> <p>各地の被害者支援センターが独自で広報するには、予算的にも人的にも限界がある。政府広報で取り上げたり、学校の道德教育にカリキュラムを入れ込むなどの国民全体に及ぼす広報が望まれる。若年層には、広報媒体としてSNSを活用した情報提供も考慮すべきである。</p>	警察庁	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害少年に関する相談窓口について、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、各都道府県警察のホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外での設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。 ・警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等について広報する。 	170 228

490	【子ども・若年被害者への支援】 子ども、若年被害者の被害が多いが、相談につながりにくい現状がある。SNS等を活用したわかりやすい情報発信やSNS相談の活用などで相談のハードルを下げる取り組みが重要である。	内閣府	<p>【検討結果】</p> <p>子供の性被害の防止をテーマとしたシンポジウムの開催及び青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムにおいて、関係省庁や自主規制団体が設置している各種相談窓口等を掲載した「青少年のインターネット利用環境づくりハンドブック」を配布し、子供の性被害についての情報発信や相談窓口の周知に努めている。</p>	
		警察庁	<p>【計画案文】</p> <p>・被害少年に関する相談窓口について、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、各都道府県警察のホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外での設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。</p> <p>・警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間団体の意義・活動等について広報する。</p>	170 228
		文科省	<p>【検討結果】</p> <p>文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、継続的に適切な対応ができるよう、教育相談体制の充実等に取り組む。</p>	
491	【講演会等の周知活動】 被害者支援についての講演会等の周知活動に力を入れてほしい。	警察庁 法務省 厚労省	<p>警察庁</p> <p>【計画案文】</p> <p>・警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。</p> <p>・警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。</p> <p>・警察庁において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。</p> <p>法務省</p> <p>【検討結果】</p> <p>・法務省においては、犯罪被害者等の援助を行う関係機関の活動に関する広報等の支援を行っているところ、引き続き、このような取組を通じて、支援に努める。</p> <p>【計画案文】</p> <p>・法務省の人権擁護機関において、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、犯罪被害者とその家族の人権に関するものを含む各種人権啓発活動を実施する。</p> <p>・日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者支援業務を含む業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。</p>	127 227 250 253

492	<p>【関係機関の職員等への当事者による講演会】 当事者の講演会は一般の方々へよりも、支援をする方や関係者等に対応する方々がもっと聞いて、現状を知り、様々な改善が必要であるのではないかと思います。</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省</p>	<p>警察庁</p> <p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実に要請する。 ・警察庁において、関係省庁のほか、犯罪被害者支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。 ・警察庁において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。 <p>法務省</p> <p>【検討結果】</p> <p>法務省においては、検察官に対する研修において、多くの被害者の臨床経験を有する臨床心理士や精神科医に講義等を実施していただくことにより、性犯罪被害者の一般的な心理を把握するとともに、被害者の心理に関する幅広い情報の提供を受けるなどしており、引き続き、このような研修を通じて、被害者の心理等のより一層の理解に努める。</p> <p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対して、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。 	<p>106 151 240 253</p>
494	<p>【交通事故被害者に関する統計の周知】 最近の統計は過去10年位からしか遡らない。昭和21年度からの厚労省統計や、30日以内死者数も、警察庁が統計を取るようになってからのものは必ず載せてほしい。</p>	<p>内閣府</p>	<p>【検討結果】</p> <p>交通安全白書においては、交通事故に関するデータは警察庁からの提供を受けて掲載しており、平成18年版交通安全白書より、「昭和45年からの死者数（厚生統計）」、「平成5年からの死者数（30日以内）」のグラフを毎年掲載している。</p>	
501	<p>【被害者遺児のイベントへの招待】 警視庁では犯罪被害者支援の中で、（交通事故で子を失った交通事件の遺族が）犯罪被害者遺児の家庭にイベントで招待を受けている。こういうイベントによって一歩を踏み出せるような、社会に一歩出ていけるような、そういうものになっていくと思っているので、警視庁の例をしっかりと各都道府県が知っていただき、全国的に展開していくような方向になっていただければありがたい。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【計画案文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。 ・各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるような体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える機運の醸成に努める。 	<p>195 242</p>

○ その他の要望事項

要望 番号	要望事項	関係府省庁	検討結果	現行計画 施策番号
502	<p>【被害者支援に係る予算】</p> <p>昨今、加害者の再犯防止についての施策が活発に見受けられるが、被害者支援の施策と両輪で行われるべきもので、それによりこれまでの被害者支援の予算が削減されることはあってはならない。</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>各府省庁において、所管の施策に関する予算措置を行っているところ、引き続き、犯罪被害者等施策に関する必要な予算措置に努めてまいりたい。</p>	
503	<p>【被害者権利に関する理不尽さ】</p> <p>情報不開示によって対話センターで事情聴取から受けなければならない、審判が開かれないため一から民事事件で争わなければならない高弁護士費用がかかる、自治体の犯罪被害者給付金の手続に手間や時間がかかる等あります。また警察の記者会見ではなく自治体の記者会見となる。そのため不正確な情報を世間に流されたり、事実を矮小化される。加害者が少年というだけで他の被害者よりも情報がもらえずお金や時間がかかることが警察はなく自治体が記者会見することに非常に理不尽さを感じる。少年法があって加害者側が成人と少年で違うところまでは理解できても被害者側まで違うということに関しては到底理解しかねる。被害者の権利に関する部分は成人の事件同様守っていただくよう変えてほしい。</p>	<p>警察庁 文科省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものであり、施策の実施者は、犯罪被害者等は其の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え、施策を実施していかなければならない。このように、第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たっても、基本法に定める基本理念等を踏まえた上で見直し、個々の施策を実施してまいりたい。</p> <p>なお、交通事故被害者等に対しては、「被害者の手引」等を活用し、交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続、ひき逃げ事件や無保険車両による交通事故の被害者に国が損害を填補する救済制度、各種相談窓口等について説明を行うとともに、交通事故被害者等からの要望を聴取するなど、その心情に配慮した相談活動を推進している。</p>	
517	<p>【被害者による救済策の判断】</p> <p>被害者に救済策を振り分けるのではなく、よく聞いて、何が必要かを状況に応じて判断してゆくシステムにしてほしい。</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省</p>	<p>警察庁</p> <p>【検討結果】</p> <p>犯罪被害者等のための施策は、個々の犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものである。施策の実施者は、個々の犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分に留意しながら、個々の事情に応じて適切に施策を実施していかなければならない。</p> <p>このように、第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たっても、基本法に定める基本理念等を踏まえた上で見直し、個々の施策を実施してまいりたい。</p> <p>法務省</p> <p>【計画案文】</p> <p>検察庁において、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置し、それぞれの被害者がおかれた状況や特質に応じ、被害者からの様々な相談への対応、具体的には、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還等の各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援を行っているところ、引き続き、被害者の置かれた状況やその特質に応じた支援に努める。</p> <p>【計画案文】</p> <p>日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等の心情に十分配慮しつつ、その置かれた状況を適切に聴取することなどにより、個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介できるよう努めるとともに、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介体制の整備に努める。</p>	
518	<p>【基本法の見直し課題】</p> <p>多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」に陥りがちな犯罪被害者等への包括的支援を実現する方策を実現できる検討の機会や見直しを求めたい。ただし、生活支援施策の充実強化という目的は各施策に共通するが、犯罪被害という特性上、個人情報の扱いに関しては慎重な仕組みが必要なのは言うまでもない。</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取組等も十分に活用しつつ、犯罪被害者等の生活の再建を支援するという観点が必要であり、そして、施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していかなければならない。</p> <p>このように、第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たっても、基本法に定める基本理念等を踏まえた上で見直し、個々の施策を実施してまいりたい。</p> <p>なお、施策の実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意しなければならない。</p>	

522	<p>【「二次的被害」ではなく「二次被害」という用語の統一】</p> <p>二次被害は、世界的に使われている"secondary victimization"の日本語訳であり、学界では「二次被害」が定訳となっている。しかし、一部で「二次的被害」という表現が使われているが、基本計画では、正しく「二次被害」としていただきたい。</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省</p>	<p>【検討結果】</p> <p>「二次的被害」は第1次犯罪被害者等基本計画から引用されているほか、第4次男女共同参画基本計画においても引用されているところであり、用語の見直しを行う必要性までは認められない。</p>	
526	<p>【要望・意見内容の国民への開示】</p> <p>同数の意見要望がどの程度あるのか知りたいので、分類した統計データを開示して欲しい。</p>	<p>警察庁</p>	<p>【検討結果】</p> <p>意見、要望等をどのような根拠で同数とするか選別できないため、同数の意見、要望等を統計データとすることは困難である。警察庁としては、第3次犯罪被害者等基本計画に規定されているとおり、今回聴取した意見について、関係府省庁において、適切に施策に反映させるよう努めたい。</p>	